【一般対策編】

実施機関別関係計画一覧

本計画においては、各章又は節に対策機関を掲載するとともに、各機関ごとに関係する計画を次のとおり索引として作成した。

担当課計画名	総務課	議会事務局	出納室	住民課	健康福祉課	建設課	企画推進課	農畜林振興課	教育委員会	消防団
第1部 災害応急対策										
第1章 災害時応急活動										
第1節 活動体制の確立	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第2節 気象予警報等の伝達							•			
第3節 情報の収集・伝達	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第4節 通信連絡	•						•			
第5節 応援要請	•									
第6節 広報活動							•			
第7節 警戒活動	•					•	•			•
第8節 避難活動等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第9節 災害拡大防止活動	•			•						•
第10節 緊急輸送活動	•			•						
第 11 節 交通確保対策						•				
第 12 節 社会秩序維持活動等	•									
第13節 地域への救助活動	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
第 14 節 ライフライン等施設の応急対 策						•	•			
第 15 節 教育対策									•	
第16節 労務の提供	•				•		•			
第 17 節 要配慮者·避難行動要支援者対 策					•					
第 18 節 災害応急金融対策							•			
第 19 節 災害応急融資							•	•		
第 20 節 二次災害の防止						•				•
第 21 節 自発的支援の受入れ					•					
第2章 自衛隊の災害派遣										
第1節 災害派遣要請ができる範囲	•									
第2節 災害派遣要請の手続	•									

	総	議会	出	住	健康	建	企画	農畜	教 育	消
担当課	務	事務	納	民	福祉	設	推進	林 振	委員	防
	課	局	室	課	課	課	誤	興課	貝会	団
第3節 派遣部隊の受入体制	•									
第4節 派遣部隊の業務及び撤収等	•									
第2部 災害復旧・復興対策										
第1章 災害復旧・復興対策										
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第2章 災害復旧対策										
第1節 迅速な原状復旧の進め方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第2節 公共施設等復旧対策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第3章 復興計画										
第1節 復興計画の進め方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
第2節 被災者等の生活再建等の支援				•	•		•	•		
第3節 被災中小企業の復興その他経 済復興の支援							•			

第1部 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。 実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練等により検証を行う。 また、平常時から組織の命令系統及び役割の明確化を図るとともに、職員全体の共通認 識を深めておく。

第1章 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

第1節 活動体制の確立

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、迅速な初動体制の確立を図る。

	活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1	非常時における各自の役割の周知 (平常時)	
2	配備基準に従った各課配備者の決定 (平常時)	
3	災害対策本部の設置場所 ⇒ 土佐町役場内	
4	町長の代理者の順位	
	第1位 副町長	
	第2位 総務課長	
5	初動体制	各課共通
(1)	災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、配備基準に従い体	消防団
伟	を構築	
(2)	参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出等を行う。	
(3)	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を	
美	基施	
(4)	被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備	
^	-移行し、活動体制の拡大を行う	

1 初動体制の確立

- (1) 町等の防災関係機関は、災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、各機関のあらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。
- (2) 町の初動活動体制
 - ア 町は、「災害対策配備体制一覧表」により配備体制をとる。
 - イ 水防活動については、町水防計画に基づいて水防本部を設置する。

2 配置基準

災害応急対策に関し、所要の人員を確保するために、次により動員を行う。

■ 災害対策配備体制一覧表

	配備体制	配備要員	
本部設	事 前 体 制	大雨、洪水、暴風警報等いずれかが発令され 災害の発生のおそれがあるとき	総務課長 消防主任
前	第 1 配 備(準備体制)	気象情報等により災害の発生が予想される が、事態の発生までには多少の時間的余裕が あるときの配備体制で情勢の変化に応じ、さ らに高度の体制に移行できる体制	動員計画 3 (1) アに定める要員
本部	第 2 配 備 (警戒体制)	警報が発せられ、災害発生が予想されるとき、又は局地的若しくは比較的軽微な規模の災害が発生したときの配備体制で状況によっては、支障なく第3配備体制に移行できる体制	動員計画 3 (1) イに定める要員
設置	第 3 配 備(非常体制)	特別警報が発せられ、大規模な災害が予想されるとき、又は町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な災害が発生したときの配備体制	動員計画 3 (1) ウに定める要員
	第 4 配 備 (緊急非常体制)	大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又 は発生するおそれがあり、第3配備では対応 できないと認められたときの配備体制	職員全員による体制

3 動員計画

本部長は1の配備基準に従って、動員を発令する。 本部における動員計画は、次のとおりである。

(1) 動員計画

ア 第1配備

町 長 副町長 教育長	課 長 会計管理者 議会事務局長 参 事 教育委員会 次長	消防団長 消防主任 消防副主任
-------------------	---	-----------------------

イ 第2配備

第1配備に加え以下の職の者

課長補佐	議会事務局	次長	総務課	放送担当
副参事			消防団	副団長

ウ 第3配備

第2配備に加え以下の職の者

係 長

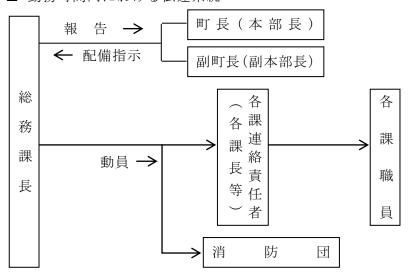
エ 第4配備(全員)

全職員とする。

- (2) 連絡責任者の任命及び責務
 - ア 各課ごとに業務連絡の責任者を定める。
 - イ 連絡責任者の責務は、災害情報、被害状況の調査、把握及び各種災害関係情報、 指示等の発受に関する連絡等とする。
 - ウ 連絡責任者に変更を生じた場合は、遅滞なくその旨を総務課長まで届け出る。
- (3) 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

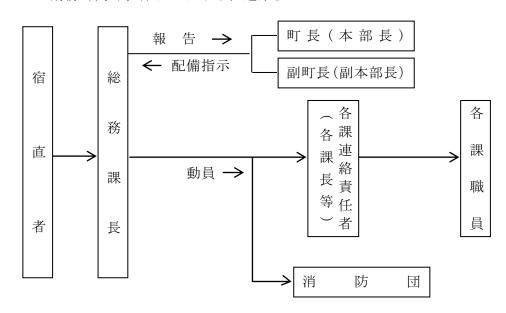
- ア 勤務時間内における伝達
 - (7) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務課長は、本部長(町長)の指示により非常配備を決定し、各課連絡責任者にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。
 - (4) 各課連絡責任者は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。
 - (ウ) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
 - 勤務時間内における伝達系統



- イ 勤務時間外、休日における伝達及び配備
 - (ア) 宿直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに総務課長に連絡する。総務課長は、宿直員から連絡を受けた場合は、本部長(町長)、副本部長(副町長)に報告をし、配備体制の指示を受け、各課連絡責任者に伝達する。
 - (イ) 総務課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
 - (ウ) 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
 - (エ) 職員の待機

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡 を待たず、積極的に登庁するよう心がける。

■ 勤務時間外、休日における伝達系統



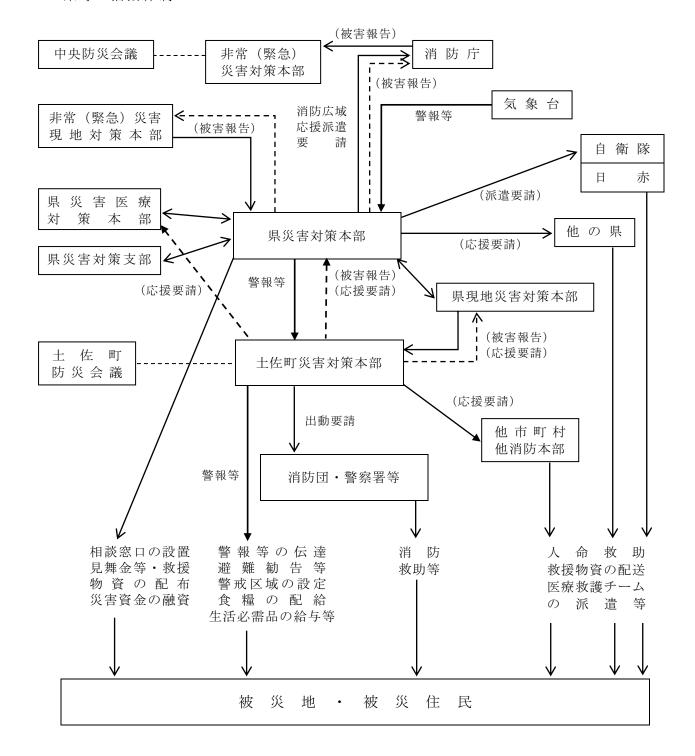
(4) 非常時の参集場所及び初動体制について

勤務時間外に災害発生の報を受信した場合又は災害を覚知した場合の登庁及び 初動については、本部長(町長)、副本部長(副町長)及び本部員(各課長等)が 本庁舎に参集し、災害応急対策の実施を図る。

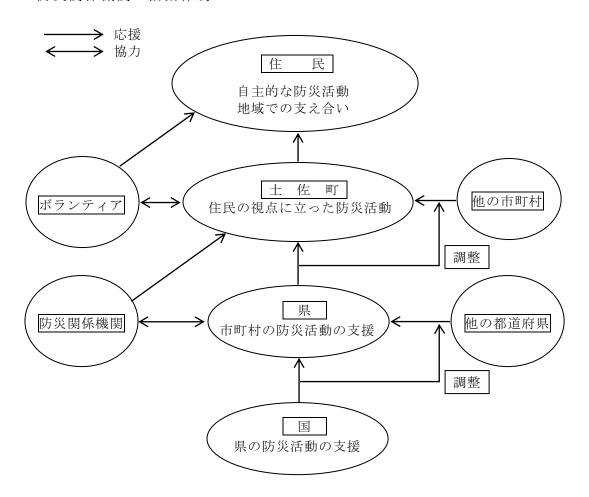
4 活動体制の拡大

- (1) 町と県の防災関係機関は、被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。
- (2) 高知県災害対策本部の設置
 - ア 県は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。
 - イ 水防本部は、災害対策本部の一部として吸収される。
 - ウ 高知県災害医療対策本部及び保健医療調整支部が設置された場合には、同本部 が医療救護活動に関し一元的に指揮命令と調整を行う。

■ 県等の活動体制



■ 防災関係機関の活動体制



第2節 気象予警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、気象注意報及び警報等災害関係情報を迅速、的確に伝達し、もって被害の軽減及び防止を図る。

	活動のポイント	関係機関					
1	高知地方気象台及び県等からの気象通報等に関する情報を受領						
2	情報の伝達						
(1)	部内伝達	企画推進課					
	勤務時間内:企画推進課⇒関係各課連絡責任者⇒各課員						
	勤務時間外:当直員⇒企画推進課長及び消防団長						
(2)	住民への伝達(告知放送、消防無線、広報車等)						

1 気象予警報等

(1) 気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、 気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

(2) 予警報等の種類と発表基準

ア 注意報

県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表される。

イ警報

県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

ウ 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象が予想される場合、その旨を警告して 発表される。

工 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と注意報・警報が発表されている場合等に注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

(3) 予警報等の地域区分

高知地方気象台は、災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、地域等を指定して注意報・警報を発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

高知地方気象台は、高知県土木部防災砂防課と連携して土砂災害のおそれがある場合に町に対し、土砂災害警戒情報を発表する。

(5) 竜巻注意情報

高知地方気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風のおそれがある場合に、雷注意報を補足する情報として発表する。

■ 気象予警報発表基準

	種類	基準	生				
	大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準	24				
	大雨 (土砂災害)	土壤雨量指数基準	268				
		流域雨量指数基準	地蔵寺川流域=31.4				
	洪水	複合基準	_				
## 40		指定河川洪水予報による基準	_				
警報	暴風	平均風速	20m/s				
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm				
	波浪	有義浪高					
	高潮	潮位					
	LT	表面雨量指数基準	17				
	大雨	土壤雨量指数基準	192				
		流域雨量指数基準	地蔵寺川流域=25.1				
	洪水	複合基準	_				
		指定河川洪水予報による基準	_				
	強風	平均風速	12m/s				
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う				
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm				
	波浪	有義浪高					
	高潮	潮位					
	雷	落雷等により被害が予想される場合					
注意報	融雪						
	濃霧	視程	100m				
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%					
		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか					
	ナンナント	1 降雪の深さ 20cm 以上					
	なだれ	2 最高気温が 2℃以上					
		3 かなりの降雨					
	低温	最低気温-5℃以下					
	霜	3月20日以降の晩霜					
	着氷						
	着雪	24 時間降雪の深さ: 20cm 以上					
	有当	気温:-2℃~2℃					
記録的知	豆時間大雨情報	1 時間雨量	120mm				

土壌雨量指数:降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性 を示したもの

流域雨量指数:流域で降った雨の量や流下する時間などを考慮し、対象区域の洪水の危険度 を示したもの

■ 特別警報の発表基準

	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
気象	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹 くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う 暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合
	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合
地象	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(注)発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

2 気象予警報等の伝達

高知地方気象台から発表される予警報等の通報系統及び伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 気象台から通報を受けた県は、防災行政無線システムの電話、FAXにより、 速やかに町、消防本部、県の出先機関及び自衛隊等に伝達する。

なお、町、消防本部、関係県出先機関には、総合防災情報システムにより、自動的に配信される。

(2) 町は、町地域防災計画に基づき、告知放送、消防無線、広報車等を利用し、住民に対して予警報等を伝達する。

自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、要配慮者への周知については、特に配慮する。

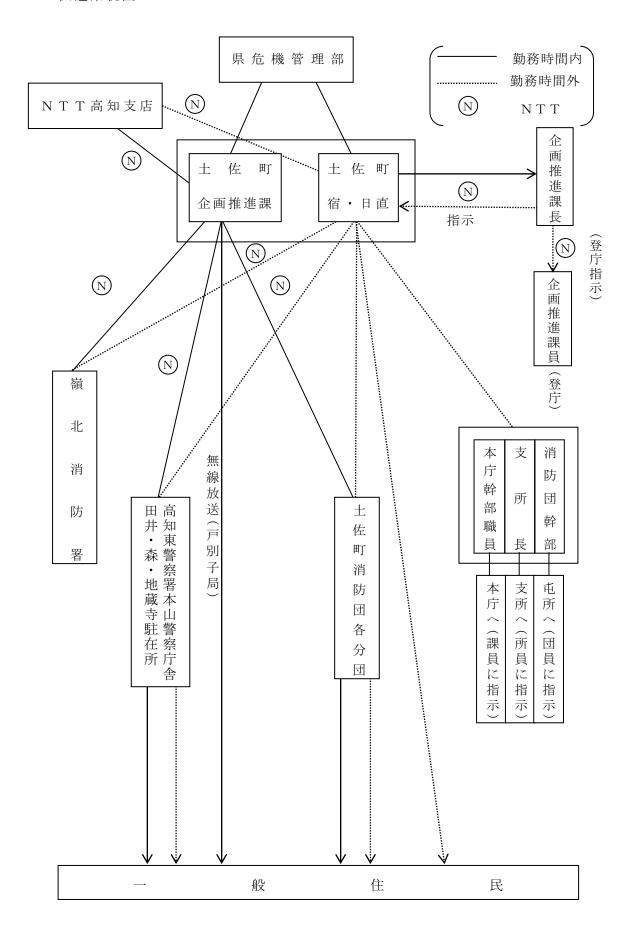
特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

また、気象等の特別警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に、直ちに通知された事項を周知させる措置をとらなければならない。

(3) 部内伝達方法

ア 高知地方気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、企画推進課(夜間、 休日等勤務時間外で同課員不在のときは当直員)が受領する。 イ 企画推進課は、関係各課連絡責任者に連絡し、連絡責任者は各課員に伝達する。 ウ 夜間、休日等勤務時間外における伝達は、当直員が企画推進課長及び消防団長 に通知するとともに、関係があると認められる各課の連絡責任者に通知する。

■ 伝達系統図



3 火災気象通報

- (1) 火災気象通報の通報と伝達 高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。 高知において
 - ◇実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下、最大風速 7 m/s 以上の風が吹くと予想される場合
 - ◇平均風速 10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合 ※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある
- (2) 火災警報の発令

町(消防機関)は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止する ため、火災警報を発令する。

- ◇県から火災気象通報を受けた場合
- ◇火災の予防上危険であると認めた場合

第3節 情報の収集・伝達

町と県の防災関係機関は、災害発生時に相互に連携し、被害情報を早期に収集して被害 規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関等に伝達する。

活動のポイ	ント関係機関							
1 各防災関係機関との連絡方法の整備(平常時 2 災害調査班を編成し、被害規模の把握調査を 3 被害報告 前記2により収集され 総務課								
た情報の整理	各課共通	重 団						
(1) 通信途絶により県に報告できないとき								
(2) 119番通報が殺到したとき								
5 被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合 情報を捜索活動関係者に提供	、して、住民の安否確認⇒							

1 町の情報収集・伝達活動

- (1) 被害状況調査等の措置
 - ア 被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体及び住民等の協力を得て、現地の実情を把握するため災害調査班を編成して実施する。
 - イ 被害が甚大のため町において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を 必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
 - ウ 町長は、調査、把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を速や かに県に報告する。

2 被害状況の報告

- (1) 町から県への報告
 - ア 町は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を 行う。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
 - イ 町の報告は、高知県総合防災情報システムを優先利用する。
- (2) 報告の取扱い
 - ア 被害状況の報告は次の取扱い要領等に基づいて行い、2つの報告は一体的に扱う。
 - (7) 災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)
 - (イ) 火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)

- イ 報告すべき災害の範囲は、次のとおりとする。
 - (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - (イ) 町又は県が災害、対策本部を設置したもの
 - (ウ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
 - (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると 認められるもの
 - (オ) その他特に県から報告の指示をされたもの

(3) 報告事項

町長から知事に対して行う被害状況報告の区分及び報告経路は、次のとおりとする。

ア 災害の概況

- (7) 発生日時
- (4) 発生場所
- (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
- (エ) その他参考となる事項

イ 被害の状況

- (7) 人的被害、住居被害等
- (イ) ライフラインの被害状況

ウ 応急対策の状況

- (ア) 応援の必要性
- (イ) 災害対策本部の設置及び解散
- (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
- (エ) 避難勧告等の状況
- (オ) 避難所の設置状況(自主避難の状況を含む)
- (カ) 実施した応急対策

エ その他必要な事項

(4) 報告の区分

ア即報

報告すべき災害等を覚知したとき災害発生後30分以内に第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。

イ 中間報告及び確定報告

町長は、災害の拡大に伴い被害の状況を調査し、集計の都度県に報告すると ともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行う。

ウ 確定報告

被害状況が確定し、応急措置が完了次第、直ちに電話又は電報をもって報告するとともに文書をもって再報告する。

応急対策を終了した後20日以内に消防庁へ報告する。

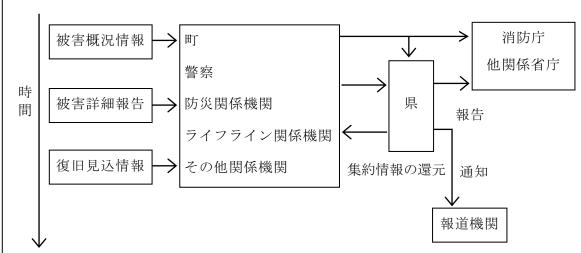
(5) 被害報告及び報告の系統

- ア 被害報告は、総務部においてとりまとめるが、本部設置前は総務課において行う。
- イ 各課長は、本町内に災害が発生したときは、速やかに災害による被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、総務課長を経て町長に報告し、総務課は別記様式により県に報告する。
- ウ 報告は、災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、その経過に応じて逐次行うものとし、最終の報告は応急措置完了後速やかに行う。
- エ 被害状況等の報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

調		查	項	•	目	担		当			課
人		的	被		害	住		民			課
住		家	被		害	住		民			課
公	共	建	物	被	害	総		務			課
文	教	施	設	被	害	教	育	委		員	会
農林	・畜産	産及び	農林第	美施設	被害	農	畜	林	振	興	課
公	共 土	: 木	施	設 被	害	建		設			課
水		道	被	•	害	建		設			課
商	工	関	係	被	害	企	画	推	-	進	課
医	療	施	設	被	害	健	康	福	7	祉	課
福	祉	施	設	被	害	健	康	福	,	祉	課
火		災	被		害	総		務			課

■ 被災状況等収集伝達フロー図

— ×災害発生



- (注) 1 国 (消防庁) への報告には、災対法第 53 条の規定に基づく内閣総理大臣へ の報告及び消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 40 条の規定に基づく消 防庁長官への報告があり、両者は一体的に行うものであること。
 - 2 通信途絶等により、町から県に報告ができない場合には、国(消防庁)に 直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合等には、町から県に加え て直接国(消防庁)にも報告が行われる。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って 県に行うものであること。

■ 消防庁連絡先

回線別	区分	平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
18 1 1 巴豚	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
(有例例·灰無脉	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
地域開生地信不ツトソーク	FAX	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

■ 被害区分

	被害区分	判 定 基 準
人	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
被害	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重 傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽 傷) 1か月未満で治ゆできる見込みの者
	住 家	現実に居住のために使用している建物
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として 棟計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半してそ れぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする。)
住家	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したもの又は住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
被害	半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度の ものとする。ただし、ガラスが数枚破損じた程度のものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが、土砂・竹木等 の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住宅以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物	役場庁舎等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失・ 埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものと する。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失埋 没畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
その	文教施設	小、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校 及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
他	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋 りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・水利・床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

	被害区分	判 定 基 準
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、図法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって開法が準用されている天然の河岸とする。
そ	地すべり地	地すべり防止区域内にある排水施設・よう壁・ダムその他地すべりを防止 するための施設とする。
の他	急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内にある排水施設・よう壁その他急傾斜地の崩壊を 防止するための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車電車等運行が不能となった程度の被害とする。
	通信被害	災害により、通話不能となった電話の回線数とする。
	罹災世帯	災害により、全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持で きなくなった生計を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
生	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
農	林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・ 農業用施設・林業用施設及び共同利用施設とする。
位	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による 国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防 止施設、道路とする。
その	の他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例 えば庁舎、児童館、施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農作物等 の被害とする。
の	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
他	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

	町		+ יוע	<i>V</i> 2.	く口作	/ /	区		被	害		区			被	害						
,		,,,						流失·埋没	ha		公	立 文 教		千円	100 4		都道府県災	名	称			
災	害	名					田	冠 水	ha			林水産		千円			害対策本部	設	置	月	月	時
	定年月		月日	3 時	寺確定		Len	流失·埋没	ha		公	共 土 オ	: 施 設	千円				解	散	月	日	時
			Л	⊣ ну	丁作 人		畑	冠 水	ha		その	の他の公	共施設	千円			設 災					
報	告者	名					文	教 施 設	箇所		,	小	計	千円			設置市町村災害対策本部					
	区	5	}	被	害		病	院	箇所		公共	施設被領	售市町村	団体			第 策 本					
	死	者	人			そ	道	路	箇所			農産	被害	千円			村部		計			団体
人的被害	行方7	不明者	人				橋	りょう	箇所		そ	林物	被害	千円								
被害	負傷—	重症	人				河	ЛП	箇所			畜 産	被害	千円			災害					
	者	軽傷	人				港	湾	箇所		の	水産	被害	千円			災害救助法適用市町村名					
			棟			Ø	砂	防	箇所			商工	被害	千円			当 村 名					
	全	壊	世帯				清	掃施設	箇所		他						- н		計	,		団体
			人				が	け崩れ	箇所			そ	の他	千円			消防職員出	出動延	人数	人		
/			棟				鉄	道不通	箇所		被	害	総 額	千円			消防団員出	出動延	人数	人		
住	半	壊	世帯			他	被	害 船 舶	隻			災害発										
l			人			, _	水	道	戸				生年月日									
家			棟				電	話	回線			災害の	既況									
	一部	破損	世帯				電	気	戸		備											
被			人				ガ	ス	戸			消防機	関の活動	状況								
			棟				ブロ	コック塀 等	箇所													
害	床上	:浸水	世帯									その他	避難勧告	告等の状	:況)							
			人																			
			棟			罹		世帯数	世帯		考											
	床下	浸水	世帯			罹	災		人		7											
ᆂ		-1	人			火災	建	物	件													
非住家		建物	棟			八災 発生	危	険 物	件													
家	その	の他	棟			土	そ	の他	件													

3 防災関係機関の情報収集・伝達活動

災害発生後、直ちに情報収集活動を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県に報告する。

■ 防災関係機関等との連絡方法

町	←→県	電話、県防災行政無線
町	←→高知東警察署本山警察庁舎	電話
町	←→嶺北消防署	電話、県防災行政無線、消防無線
町	←→消 防 団	電話、防災行政無線 (固定、戸別)、消防無線
町	←→住 民	電話、防災行政無線(固定、戸別)
消防署	屠←→消 防 団	電話、消防無線

上記のほか孤立防止用無線が、地蔵寺支所、西石原出張所で使用可能であり、町内のアマチュア無線クラブ(嶺北アマチュア無線クラブ)の協力も検討する。

4 異常現象発見者の義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

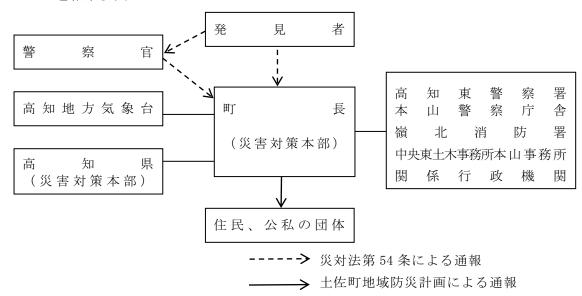
この通知を受けた町長は、通報と同時に、住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示する。

- (1) 水害(河川、ため池等) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水等
- (2) 土砂災害·山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等

(3) 異常気象現象 竜巻等異常な気象現象等

■ 通報系統図



5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、パソコン通信利用者といった通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

6 被災者台帳の作成と安否情報の確認

発災後速やかに被災者台帳を作成し、住民基本台帳と照合して、住民の安否を台帳上で確認し、その情報を捜索活動関係者に提供する。

なお、被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家等の被害の状況その他町長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び該当する事由
- (8) その他必要な事項

第4節 通信連絡

災害情報の収集、被害状況等の報告その他予報・警報の伝達等災害応急対策の実施に 必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、 非常無線通信の利用、放送の要請等について定める。

災害発生後、通信施設を管理するものは、機能の確認と、支障が生じた施設の復旧を 直ちに行う。

さらに、関係機関は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など各種の通信手段を的確に運用するとともに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保する。

	活	動	0)	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		関係機関	目
1 町	の通信施設の)利用								
(1)	電話									
(2)	県防災行政	無線(総務課	設置)						
(3)	町防災行政	無線(司報系	、移動	系)					
	配置場所一	公用車	消防	団、各	部			総	務	課
(4)	NTTの災	害時優	先電話	(総務	課)			企	画推進	課
	使用の際は	102番	こダイ	ヤルし	「非常	」の旨	を通知			
(5)	孤立防止用	無線(地蔵寺]	支所、	西原出	張所設問	置)			
(6)	アマチュア	無線								
2 1	で不足の場合	合は、他	機関の	通信旗	拉設、幸	8道機関	を利用			

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 町、県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の 災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 非常時の通信手段の確保

- (1) 有線通信が可能なとき 電話の輻輳を避けるため次の通信手段による。
 - ア 高知県防災行政無線回線(地上系・衛星系・移動系)を優先使用する。
 - イ災害時優先電話を利用する。
 - ウ 携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報 連絡用の回線設定を行う。
- (2) 自機関の電話が利用できないとき 他機関の専用電話を利用することができる。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

ア 他機関の有する無線通信施設を利用することができる。

イ 非常通信の運用(高知県非常通信協議会の協力を得る。)

(4) 被災現地で活動するとき

同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用する。

3 町の通信施設の現状

本町において通信可能な施設は、次のとおりである。

(1) 県防災行政無線

県内の防災関係機関を結ぶもので、有線通信途絶時の県との連絡用に使用する。 本町においては、総務課に設置されている。

(2) 町防災行政無線

本町における町防災行政無線の設置状況は、次のとおりである。

■ 防災行政無線整備状況

	移	動	無	線		
基地局			移	動	局	
左 地间	車	載型		半固定型		携帯型
1		8		8		2

(3) 孤立防止用無線

有線通信の途絶時に使用するもので、電話器をとり上げるだけで西日本電信電 話株式会社高知情報案内センターと接続される。

無線局所	局 種	所 在 地	電話番号
土佐町役場地蔵寺支所	陈上孜勳目	地蔵寺 1212	74230
土佐町役場西石原出張所	陸上移動局	西石原 1193-4	74243

(4) デジタル簡易無線機

本町における医療施設等へのデジタル簡易無線機の整備状況は、次のとおりである。

デジタル無線局所	局種	所在地
土佐町保健福祉センター		土佐町土居 206
早明浦病院	デジタル簡易無線局	土佐町田井 1372
田井医院		土佐町田井 1457

4 災害時における通信の方法

各防災機関の災害時における通信は、専用通信設備を設置する機関においては専用通信設備により、その他の機関においては加入電話により行う。この場合において、自己の専用通信設備又は加入電話が通信不能となったとき、又は緊急を要するため特

に必要があるときは、他の機関が設置する専用通信設備を利用して通信することができるので、平常時から災害時における通信の確保を図るようあらかじめ配慮する。

(1) 電話及び電報施設の利用

ア 災害時優先電話の承認

災害時における非常通信のため、加入電話の災害時優先電話の取扱いについて、日本電信電話株式会社と協議し、あらかじめその承認を受ける。

イ 非常通話の申込み

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした市外通話は、 災害時優先電話番号から 102 番通話し、「非常」の旨及びその必要な理由を電 話取扱局に申出る。

非常通話は、すべての市外通話に優先して接続される。

なお、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話による。

ウ 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された西日本電信電話株式会社に「非常電報」であることを申出る。なお、電報料金は、無料である。

(2) 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、災対法第57条、第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定に基づき、警察事務、消防事務、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信することができる。

	機	関	名	
嶺北消防組合消防本部 高知県警察本部		警察署本山警	察庁舎 在所・地蔵寺駐在所	
四国電力株式会社				

(3) 非常無線通信の利用

災害その他諸種の事由により、有線通信及び防災行政無線の利用が困難な場合には「高知地区非常通信協議会」加入の各機関が設置している無線局を利用する。

ア 非常無線通信により通信することのできる内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (4) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料
- (エ) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常 事態に伴う緊急措置に関するもの
- (オ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (カ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

- (キ) 遭難者の救援に関するもの
- (ク) 道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧の ための資材の手配及び運搬用具の確保その他緊急措置に関するもの
- (ケ) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (3) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

イ 非常無線通信の依頼手続

- (ア) 電報頼信紙又は適宜の用紙にカタカナで書く。
- (4) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (ウ) あて先は、住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (エ) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (オ) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

■ 非常無線通信局

〈四国電力送配電株式会社〉

無線局所	局種	所在地	電話番号	相手局
田井サービスセンター	固 定 局 (陸上移動局)	田井 966	0887 82-0453	電力所属無線局

〈四国電力株式会社〉

	無線局所			局種	所在地	電話番号	相手局
稲	村	ダ	4	固定局	瀬戸字シウロウ 1052-2	なし	電力所属無線局

〈水資源開発公団〉

無線局所	局種	所在地	電話番号	相手局
早明浦ダム管理所	固 定 局 陸上移動局	田井字東崎 6591	0887 82-0485	国土交通省所属の 無線局

5 放送機関に対する放送要請

町長は、災対法第57条の規定に基づき災害が発生し、又は発生ずるおそれのある場合について、緊急を要し、かつ、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求める。

6 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生した場合、 非常通信・防災行政無線・アマチュア無線・バイク及び徒歩等による連絡に努めるとと もに、町長は、消防政策課に、高知県消防防災へリコプター等による空中偵察の要請 を依頼し、孤立地域との連絡を図る。

また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第5節 応援要請

自らの対応能力では、対応できない場合には、災対法等に基づき、関係機関等に速や かに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心がける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行い、 実効性の確保に努める。

1 町

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の 派遣要請又は派遣のあっせんについて定める。

(1) 他の市町村への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。また、災対法第68条により知事に対して応援を要請することができる。その際、次の事項を明らかにし、とりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする職員の職種別人員数
- エ 応援を必要とする場所及び期間
- オ その他職員の応援について必要な事項
- (2) 県への応援要請

(災対法第 68 条、68 条の 2)

(3) 指定行政機関等への職員の派遣要請

町長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせん を求めることができる。

- ア 町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により行う。 (災対法施行令第 15 条)
 - (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣について必要な事項

- イ 町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を 記載した文書により行う。 (災対法施行令第16条)
 - (ア) 派遣のあっせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (4) 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請 (大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱)

2 消防機関

他の消防機関への要請(高知県内広域消防相互応援協定等)

3 県警察

- (1) 警察災害派遣隊の要請 (公安委員会が警察法第60条第1項に基づき警察庁に要請)
- (2) 他の都道府県警察への要請 (公安委員会が警察法第60条第1項に基づき都道府県警察に要請)
- 4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請 (災対法第80条第2項)

5 民間団体等

災害に際し、災害対策本部の各部の処理能力を超えた被害のあったとき、又は現地の状況等により民間団体の協力を必要とするとき等において、町内で協力を求める団体と、その活動範囲については、この計画を定める。

5-1 対象団体

対象となる民間団体は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 日本赤十字奉仕団
- (3) 婦人消防隊
- (4) 嶺北アマチュア無線クラブ
- (5) その他の民間団体

5-2 協力要請

- (1) 災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、民間団体の責任者を通じ、協力要請する。さらに多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村長を通じ当該市町村内の民間団体に協力を求める。
- (2) 日赤奉仕団の協力を必要とする場合は、町長は、知事あてに要請を行い協力を求める。
- (3) 各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 作業内容
 - ウ 従事場所及び就労予定時間
 - 工 所要人員
 - 才 集合場所
 - カ 携行品等
 - キ その他必要な事項

5-3 協力活動の内容

協力要請の内容は、概ね次のとおりであり、各団体にそれぞれ適応部門の協力を要請する。

- (1) 災害現場における応急手当、患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等
- (2) 医療救護所の設置に必要な準備、医療救護所内における手当、患者の世話等
- (3) 避難所の標示、避難所内での被災者への炊き出し、その他世話等
- (4) 被災者の誘導、救出、搬出、家財等の監視と整理等
- (5) 防災関係機関の行う被害調査、警報伝達等の連絡、人員及び物資の輸送、その 他救護活動に必要な労力等
- (6) 義援金品の募集及びその受付、救援物資の整理、輸送、配分等
- (7) 災害現場の後始末、防疫活動及び被災者の更生援護に必要な労働力の提供等
- (8) 行方不明者及び遺体捜索に対する協力

第6節 広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民に対し、災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図り、また住民の協力を得てさらに被害の拡大防止を図るために適切かつ迅速な広報活動を行う。

		活	動	0)	ポ	イ	ン	<u>۲</u>	関係機関
1	部内の役	割分担	の決定	<u> </u>					
2	2 問い合わせ電話への対応								
3	3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握								
4	4 防災関係機関との連絡(情報の入手)								
5	5 広報事項の整理 (緊急広報事項の決定)								
6	広報車両	、掲示	板等の	確保					企画推進課
7	7 広報の実施								
((1) 被害状況、生活情報、安否情報等被災者に必要な各種情報に最も								
	適した広報手段を選択(本節2参照)								
((2) 要配慮者への情報提供は、ボランティア等に協力を依頼								
8	住民要望	事項の	広聴泪	動の実	延施				

1 実施責任者

災害時の広報活動は、本部設置前は総務課が、本部設最後は広報班が行う。ただし、 勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的 に関係機関への通報に努め、事後広報班に報告する。

2 広報の手段

防災行政無線、告知放送、広報車、電話等を通じて迅速に報道する。

	対 象	機関		方 法
報	道	機	関	口頭、文書、電話
各	関 係	機	関	電話、広報車、無線放送
_	般 住 民	被災	者	広報車、防災行政無線、広報紙、告知放送
庁	内	各	課	庁内放送、庁内電話
共 通		:名	掲示板、インターネット、緊急速報メール、	
共			通	災害情報共有システム(L-ALERT)

(1) 災害資料

通常は、本章第3節「情報の収集・伝達」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力する。

(2) 災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生 した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した 写真にも留意する。

3 被災者への情報伝達

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

- (1) 被災地区住民のとるべき措置
- (2) 飲料水、食糧、生活必需品の配布情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報(避難勧告等)
- (4) 救護活動及びボランティア活動の状況
- (5) 応急仮設住宅等災害応急対策の状況
- (6) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (7) 医療機関等の生活関連情報
- (8) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (9) その他必要な事項

4 広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

- (1) 本部の設置又は廃止
- (2) 気象情報
- (3) 災害の状況
 - ア 災害の種別及び発生日時
 - イ 災害発生場所
 - ウ 被害状況及び規模
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 写真等による災害現地の状況
- (6) 住民のとるべき措置
- (7) 住民に対する避難勧告等の実施状況
- (8) 安否情報死亡者の情報

- (9) 生活情報
 - ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況
 - イ 避難所情報
- (10) 住宅情報
 - ア 仮設住宅
 - イ 住宅復興制度
- (11) 医療情報
 - ア 診療可能施設
 - イ こころのケア相談
- (12) 福祉情報
 - ア 救援物資
 - イ 義援金
 - ウ 貸付制度
- (13) 道路状況
- (14) 交通関連情報
 - ア 道路規制
 - イ バスの状況
- (15) 環境情報 災害ごみ
- (16) ボランティア情報 ボランティア活動情報
- (17) その他必要な事項
 - ア 融資制度
 - イ 各種支援制度
 - ウ 各種相談窓口

5 広報の方法

(1) 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮った上、本部長(町長)、副本部長(副町長)あるいは総務課長又は本部長から特に指名された者が発表する。

放送要請は、原則として県を窓口にして「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により行う。

(2) 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者 等に対し災害情報を連絡する。

(3) 一般住民、被災者に対するもの

- ア 人心の安定を図るため、被害の状況(停電、断水及び交通機関の運行等の状況) とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかり やすくまとめ広報する。
- イ 避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ウ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を 把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行う。
- エ 要配慮者については、ボランティア等の支援を得て適切な情報提供に配慮する。
- オ 各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。
- カ 通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- キ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、 手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ク 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの 構築などにより情報を提供するよう配慮する。
- ケ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が 確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- コ 自主防災組織、地域住民等は、地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達する よう努める。
- サ 企業・事業所、学校等は、観光客、通勤・通学者等に対し適切な対応がとれる よう災害に関する情報を伝達するよう努める。

(4) 庁内各課

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

6 災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、 これに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、必要な関係機 関及び一般住民に周知する。

7 総合的問い合わせ窓口の設置

各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。 住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

8 災害報道

- (1) 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。
- (2) 放送事業者は、土佐町、県、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意する。
- 9 住民等からの問い合わせに対する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、救命、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係 地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受け るおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよ う当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 警戒活動

町、県をはじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 気象等の観測及び通報

町、県及び四国地方整備局は、連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた 警戒体制をとる。

(1) 雨量

町は、高知地方気象台ホームページ、高知県水防情報システムから雨量情報を 収集する。

(2) 河川・ため池水位

ア 町長は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は県から水防指令 を受けたときは、観測した河川の状況を県へ通報する。

イ ため池管理者は、ため池水位が水防団待機水位に達し、後に水防団待機水位を 下回るまで、県及び町長に水位状況を通報する。

2 水防計画

この計画は、洪水等に際し、水害を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、他団体等の相互応援協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用についての実施の大綱を示したものである。

3 重要水防箇所

水防計画に示されている本町の重要水防箇所は、以下に示すとおりであり、町は、河川管理者等と連携し、合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、災害のおそれがある場合は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視を行う。

	危険	食区域		特に危険な場所及び対策					
河川名	左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延 長 (m)	箇所名	危険な 状況	水防 工法	予想 (人)	避難施設
地蔵寺川	右	200	右	100	床鍋	溢水	土俵積	20	中央福祉センター
地蔵寺川	左右	1, 250 700	左右	1, 250 700	I HI #-	<i>II</i>	IJ	518	土佐町小中学校
地蔵寺川	左右	300 700	左右	50 100	南泉	<i>II</i>	II	70	南泉集会所
地蔵寺川	右	500	右	200	中尾	11	"	78	中央福祉センター
地蔵寺川	左右	400 400	左右	300 200	筋かい	溢水	土俵積	25	中央福祉センター

	危险	危険区域		特に危険な場所及び対策					
河川名	左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延 長 (m)	箇所名	危険な 状況	水防 工法	予想 (人)	避難施設
地蔵寺川	左右	500 500		100 100	宇宙	IJ.	IJ	136	中央福祉センター
吉野川	右	1,000	右	1,000	中島	溢水	土俵積	200	土佐町小中学校
平石川	左右	1, 500 1, 500		1,000 500	西石原	"	IJ.	195	石原コミュニティセンター 石原文化会館

4 警報等の伝達系統

本章第2節「気象予警報等の伝達」を準用する。

5 情報の通信連絡

本章第3節「情報の収集・伝達」及び第4節「通信連絡」を準用する。

6 水防活動の責任と義務

水防の責任及び義務は、水防法に次のとおり規定されている。

(1) 県の責任(第3条の6)

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の 確保に努める責任を有する。

(2) 町の責任(第3条)

町は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。

(3) 居住者の責務(第24条)

水防管理者(町長)、水防団長(消防団長)又は消防機関の長(消防長)は、水 防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する 者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

7 水防組織

(1) 水防組織

町は、水防法第3条の規定に基づき、知事から通知を受けたときから、その危険が解消するまでの間、町の消防組織に準じて水防本部を設置して水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部の所管部に入り、業務の遂行に努める。

(2) 水防体制

水防本部は、県の水防指令に従い、水防事務の完全な遂行のため、水災害の大小を予見して、その程度に応じた次の体制を整える。

■ 配備区分

Ī	配備	区分	}	県水防指令	酉	配備の内容			動員	計画	<u> </u>
第	_	配	備	第 2 号	準	備	体	制	k防常備員		
第		配	備	第3号	数言	戒	体	制	E・副本部長、水防常備員、 C本部長及び分団長が指名	正・副部長並で するもの	ブ
第	三	配	備	第4号	非	常	体	制	E・副本部長、水防常備員、 長並びに本部長及び分団長		
第	四	配	備	第 5 号	緊:	急非	常体	制	全		

(注意) 1 正・副本部長 = 団長、副団長

2 正・副部長 = 分団長、副分団長、部長

3 水防常備員 = 団長、消防主任、役場職員

8 水防指令

■ 県の水防指令

号種	警 備 体 制	発令基準	状	況	打鐘信号	サイレン信号
水防指令第1号	(1) 水防本部設置(2) 水防常備員の配置	気象警報により発令	1 (いる。 ないないでは、 ないでは、		
2 号	(1) 水防団等待機(2) 警察署の避難 誘導警備の準備 体制	気象注意報、 気象警報が発 令されたとき、 水防団待機 水位に達した 時等の状況判 断により発令				

号種	警 備 体 制	発令基準	状況	打鐘信号	サイレン信号
3	水防管理団体 水防団等出動	氾濫注意水 位に達した時 等の状況判断 により発令	のうち、河川が氾濫注意水	0 0 0	〇
号				0 0 0 0	
7				3点打5回	6 秒を間し 30 秒吹鳴 5 回
	水防団等関係機 関の出動	決壊、溢流等 のおそれがあ るとき		0 0 0 0 0 0	〇 3 秒 3 秒
4			があるとき。	0 0	
号				3連打5回	
					3 秒吹鳴 3 秒を間し 10 秒吹鳴 5 回
	地域全住民 (危険区域内住民 避難退去)	水防の限度を 予測し、危険 を判断したとき	ののち、河川における水防	0 0 0 0 0 0 0 0	〇 3 秒 1 秒 〇—
5				0 0 0 0 0 0	
号					Ο Ο Ο
				乱打	1 秒を間し 3 秒吹鳴 10 回

号種	警	備	体	制	発令基準	状	況	打鐘信号	サイレン信号
解					氾濫注意水位以下になり 危険がなくなったとき	地域全	住民に連絡	0 0 0	0
一					つにとさ			0 0	
除								0 0	
								1点、2点 の斑点5回	長声1回

9 水防活動

- (1) 水防指令第1号が発令されたとき 水防管理者は第1号の発令を了知したときに、直ちに水防体制に入るとともに 所定の報告を行う。
- (2) 第2号が発令されたとき 水防管理者は、次の事項に留意し、万全の体制をとる。
 - ア 水防団の待機
 - イ 水防資器材の整備
 - ウ 避難施設の再確認
 - エ 輸送の再確認
 - オ 他の水防管理団体への応援要請の必要性
 - カ 自衛隊派遣要請の必要性
 - キ 警察署長に対する避難誘導、警備の準備体制要請
 - ク 諸報告の円滑な業務確認
- (3) 第3号が発令されたとき
 - ア 水防管理者は、出動命令を出した時から水防区域の巡視及び警戒を厳にし、既 往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と裏側の二班に 分れ巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに中央東土木 事務所本山事務所長及び高知東警察署長に通報するとともに水防作業を開始す る。
 - (ア) 堤防の溢水状況
 - (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (ウ) 天端の亀裂又は沈下
 - (エ) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (オ) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
 - (カ) 橋梁その他の建造物と堤防との取付け部分の異常

- イ 水防管理者は必要があれば、次の事項を要請する。
 - (ア) 中央東土木事務所本山事務所長等に対する技術上の協力及び県水防本部 長に対し、自衛隊派遣の連絡
 - (4) 他の水防管理団体に対する協力要請(第23条)
- ウ 水防管理者は、重要な水防箇所に伝令を配置する。
- エ 警戒区域の設定(第21条)

水防管理者は水防活動上必要ある場合、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは制限し或いはその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させる。

- オ 水防管理者水防従事者に対し、次の事項を厳守させる。
 - (7) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならないこと。
 - (4) 作業中は私語を慎み終始敢斗精神を以って守り抜くこと。
 - (ウ) 夜間等特に言動に注意し、濫りに「溢流」とか「堤防の決壊」等の想像に よる言語を弄してはならないこと。
 - (エ) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、濫りに人心を動揺せ しめたり徒らに水防具を極度につかれせしめないよう留意し、最悪時に最大 の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- カ 水防管理者は必要があれば危険区域の住民に対し、避難の準備を命ずることができる。
- (4) 決壊(第4号~第5号発令)
 - ア 堤防その他の施設が決壊溢流したときには、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨中央東土木事務所本山事務所長等及び氾濫する方向の 隣接水防管理団体の管理者等に通報しなければならない。

水防管理者、中央東土木事務所本山事務所長等は、堤防の決壊後といえどもできる限り氾濫による被害を最小限に止めるよう最善の努力をしなければならない

- イ 水防管理者は、堤防の決壊、溢流等により被害を生じたときは、中央東土木事 務所本山事務所長等に対し、次の報告を行う。
 - (7) 目 時
 - (イ) 場 所
 - (ウ) 人の被害
 - (エ) 家屋・田畑・橋の流出・道路の決壊・堤防の決壊等の事実
 - (オ) 被災害概算
 - (カ) 復旧見込等の所要事項
- ウ 中央東土木事務所本山事務所長等は、上記の報告があったとき、付加事項があれば追加して県水防本部長及び所轄警察署長に連絡する。

エ 水防管理者は、必要なときに高知東警察署長に対し、警察官の出動を要請し、 居住者の避難誘導、立退き後の家屋及び避難施設の警備等を求めることができ る。(第22条)

オ 避難のための立退き (第29条)

水防管理者は上記の要請のほか、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、時機を失することなく必要と認める地域内の居住者に対し、 避難のため立退きを指示することができる。この場合、高知東警察署長にその 旨を通知しなければならない。

カ 協力を要請せられた水防管理者は水防団体等に対し、所要の器具資材を携行させ、できる限り応援する。

上記により派遣せられる者は、要請をした水防管理者の所轄下に行動する。

(5) 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、 水防活動の停止を命じ、これを一般に周知せしめるとともに中央東土木事務所本 山事務所等に通報する。

この通報を受けた中央東土木事務所本山事務所長等は、直ちに水防本部にその旨報告する。

(6) 水防管理者の水防警報発令

水防管理者が独自の水防警報を発令したとき、又は、水防災害の事態が生じたときは、その都度水防管理者は中央東土木事務所本山事務所長に、中央東土木事務所本山事務所長は県河川課長(又は常備員)にその旨を連絡又は報告する。

この場合の発令する水防警報と比較して高位の警報を発令したときは、高位の警報をもって発令警報とする。

(7) 災害対策本部の設置

災害対策本部が設置されたときは、本計画に定める水防組織は、そのまま災害 対策本部の一部に吸収され活動する。

(8) 水防活動実施報告

洪水等により水防活動を実施したときは、町及び土木事務所長等は遅滞なく、 様式第1号(速報)を県土木部長あてに報告するとともに、現地の写真、水防資 材受払簿、資材購入の際の証拠書類の整備を行い様式第2号による調査表を作成 しておかなければならない。

(9) 安全確保の原則の徹底

水防作業に従事する職員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先するとともに、水防作業時には、ライフジャケットの着用、通信機器及びラジオ等を携帯するなど自身の安全確保を徹底する。

水防活動実施報告 (速報)

年 月 日

市 町 村 長 土木事務所長

高知県土木部長あて

次のとおり報告する。

水防管理	小肚汪動	江 新 水 陆		用(消費)	資材費	合 計	水吐江動	
団体名 土木事務 所 名	水防活動延人員	水 防 活動費 (A)	主要資材		小計 (B)	(A + B)	水防活動を実施した日	備考
	人	円	ļ	円	円	円	月日	

- 註 1 主要資材とは俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、 板類、鉄線、釘、かすがい、蛇龍及び置石である。
 - 2 用紙はB4書きとする。

計

月 日 台風 豪雨

高潮

水防活動実施調査表

土木事務所

町 村

市

状 水 防 活 動 実 施 況 出 動 員 実施工法 時 位 置 日 水防団員 消防団員 その他 自衛隊員 合 計 自 時 延 延 延 延 延 人 日 人 至 時 実 日 人 功労者氏名又は団体名及び功労の理由 実 実施 箇 郡市 施 町 村 筃 所の処 所 大字 河 Ш 原置 Ш 海岸 名 所 要 経 費 使 資 材 数 量 水 防 効 果 用 俵 俵 板 類 枚 俵 線 管理団体費 かます 鉄 kg 枚 その他 布袋類 釘 kg 計 たたみ 枚 本 かすがい 人件費 枚 蛇 龍 本 むしろ 食糧費 な わ 置 石 m^3 kg 資材費 竹 その他 本 器材費 生 木 丸 本 訳 その他 木

本

V

10 ダム・水門等の操作

(1) ダム・水門等の操作及び通報

ア 水防上必要な気象等の状況の通知を受けた時は、直ちにダム・水門等の操作責任者に連絡する。

イ ダム・水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動等を監視し必要な操作を行うとともに、ダム・水門等付近に異常を認めた時は、 直ちに町長に通報する。

(2) 整備・点検

ダム・水門等の管理者は、操作に支障のないよう点検整備を実施する。

11 水防資機材の整備

- (1) 水防資機材の状況を常時把握し、使用あるいは損耗等により不足を生じた場合は、直ちに補充する。
- (2) 水防資機材の確保のために、近在の資材業者を登録し、手持量を調査するなど、 緊急時のための補給に、あらかじめ留意する。

12 輸送の確保

非常の際、資機材、作業員その他の輸送を確保するため、輸送経路図を作成すると ともに、防災関係機関に周知する。

13 十砂災害警戒活動

- (1) 危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- (2) 町は、必要に応じて警戒活動の実施区域の設定を行う。
- (3) 県は、高知地方気象台と連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、土砂災害警戒情報を作成し、町長に情報提供を行う。
- (4) 町は、土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、避難勧告等を行う。特に、具体的に危険が予想される 箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- (5) 土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、 危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供す るとともに、避難勧告等の発令及び避難誘導等を実施する。
- (6) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測 されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況 を伝達することに努める。

(7) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、 近接のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な 避難行動を住民がとれるように努める。

14 住民の避難が必要な場合の通報

- (1) 県は、自ら管理する施設において、住民の避難が必要な状況が発生すると予測する場合は、直ちに町長に通報する。
- (2) 堤防その他の施設が決壊したとき、また越水を確認したときは町長、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民に周知する。また、県及び氾濫のおそれのある 隣接市町村並びに関係機関に通報する。

第8節 避難活動等

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害 から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難 準備・高齢者等避難開始の発表や避難勧告及び避難指示(緊急)を速やかに実施し、誘 導を行う。

町が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告等を実施する。 また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝える。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 災害の状況により避難勧告等を実施 ⇒ 県に報告・提示事項	
⇒ 避難対象地域、避難理由、避難先、避難路、携帯品等注意事項	
2 避難所の開設	
(1) 避難所の周知、(2) 職員の派遣、(3) 避難所の点検(建物、水	
道、電気等の被害状況調査) (4) 地区別による避難者の区分け、(5)	
要配慮者用スペースの確保、(6) 水、食糧等の確保	各課共通
3 要配慮者用避難所(福祉避難所)	消防団
必要に応じ介護を必要とする避難者の要配慮者用避難所(福祉避難	
所)を開設	
⇒ 特別養護老人ホームトキワ苑	
4 勤務時間外に災害が発生した場合、役場に先着した職員により緊急	
初動班を編成し、避難所に派遣	

1 住民の自主的な避難

住民は、災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ町、自主防災組織等で 決めた避難の目安を使い、自主的に避難する。

情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防 災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

2 広報

町は、あらかじめ定めた広報の計画により、気象予警報の発表や雨量等の観測情報を住民に広報する。

3 緊急的な避難誘導

集中豪雨等急な災害が発生し、町の体制が整う前に危険が目前に迫っているとき、 消防団はあらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導する。 4 避難勧告等(「避難勧告」、「避難指示(緊急)」又は「避難準備・ 高齢者等避難開始」)

要配慮者など、避難に時間がかかる方へ早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、通常の避難行動ができる者へ避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し早急な避難を促す「避難指示(緊急)」の3段階に分かれている。緊急性や避難の拘束力は「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」の順に高くなる。

避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、県から積極的に助言を受ける。 なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険 を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「屋内安全確保」等の安全確保措置 を指示する。

(1) 避難勧告等の区分

		住民に行動を 促す情報	住民が自身	ら行動を取る際の判断 (警戒レベル相当作		
警戒	住民が 取るべき行動		洪水に関する情報			
7,7	AN 0 (C 1139)	避難勧告等	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	土砂災害に 関する情報	
警戒 レベル 5	・すでに災害が発生している 状況であり、命を守るため の最善の行動をとる。	・災害発生情報	・氾濫発生情 報	・大雨特別警報(浸 水害)	・大雨特別警報 (土砂 災害)	
警戒 レベル 4	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)	・氾濫危険情 報	・洪水警報の危険度 分布(非常に危険)	 ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) 	
警戒 レベル 3	・要配慮者等は避難する。・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・避難準備・高齢 者等避難開始	・氾濫警戒情 報		・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメ ッシュ情報(警報)	
警戒 レベル 2	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情 報	・洪水警報の危険度 分布 (注意)	・土砂災害に関するメ ッシュ情報 (注意)	
警戒 レベル 1	・災害への心構えを高める。	• 早期注意情報				

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の留意点

- ア 避難勧告及び避難指示 (緊急)のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。避難準備・高齢者等避難開始については、それを発令したからといって必ずしも避難勧告・指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。
- イ 平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備・高齢者等避難開始を積極的に活用することとし、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨することが望ましい。
- ウ 立退き避難が困難となる夜間において避難勧告等を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報(土砂災害)が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。
- エ 発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者 等避難開始の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹 底を図る。

(3) 避難勧告等の伝達方法

危険地域の住民等に対して、避難勧告等を伝達する方法は次のとおりとする。 避難勧告等の伝達は、電話、ファックス、防災行政無線、電子メール、広報車 等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を併用して、一斉・迅速・ 確実に行う。

- ア 告知放送により伝達する。
- イ 広報車により伝達する。
- ウ 携帯マイク等により伝達する。
- エ 誘導員により戸別伝達する。
- オ その他の適切な方法により伝達する。

(4) 早期避難の指示

災害発生の危険があると予測される場合、人命の安全を確保するため、危険の 切迫する前に余裕をもって安全な場所に避難させる。

(5) 災対法第60条に基づく「避難勧告」又は「避難指示(緊急)」

避難勧告又は避難指示(緊急)は、次の内容を明示して行う。その際、住民の 積極的な避難行動につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫す る。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難勧告又は避難指示(緊急)の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項 (避難路の危険性、避難方法等)
- オ その他注意事項
 - (ア) 避難後の戸締り
 - (イ) 家屋補強
 - (ウ) 携帯品(食糧、水筒、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度のもの)
 - (エ) 服装(ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等)
- (6) 避難準備·高齢者等避難開始

町は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、あらかじめ定めた判断基準に基づき、早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を発表する。

- 5 県水防計画に基づく避難のための立退き
 - (1) 町長の指示
 - ア 町が自ら管轄する堤防等が堤防の決壊した場合又は被堤の危険に瀕した場合、 町長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立退き又はその準備を指示する。 イ 町長は当該区域を所轄する警察署長に通知する。
 - ウ 町長は、実施した内容を県に報告する。
 - (2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示

洪水等により非常に危険が切迫し人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたとき、県知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立退きを勧告又は指示する。

6 警戒区域の設定

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は 身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、町長は、災 対法第63条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対 して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去 を命ずることができる。
- (2) 町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、町長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- (3) 町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、その職権を行うことができる。
- (4) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、知事は応急措置の代行を実施する。

(5) 避難勧告等の発令対象区域や警戒区域については、細分化しすぎるとかえって 居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を 示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのでは なく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範 囲をあらかじめ具体的に設定する。

7 避難勧告等の実施

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要があるときは、危険区域の住民に対し、次の方法により避難のための立退きを勧告し、 及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きを指示する。

避難のための実施責任者は、次表のとおりとする。

区	分	実施責任者	根	拠	法
災害が発生し又は それのある場合	発生するお	町長又はその権限の委任 を受けた者 (勧告・指示)	災対法第	G0 冬	
町長がその全部又 事務を行うことが ったと認める場合		知事による代行 (勧告・指示)	· 火刈 伝 弟	60 宋	
町長が避難の指示ができないと認める 町長から要求があっ	るとき、又は	警察官 (指示)	災対法第	61条	
洪水による危険の場	易合	知事又は知事の命を受け た者及び水防管理者(町 長)(指示)	水防法(50 号)第		年法律第
地すべりによる危険	美の場合	知事又は知事の命を受け た者(指示)	地すべり 年法律第		(平成 19 第 25 条
警察官がその場に不	下在の場合	災害派遣された部隊の自 衛官(指示)	自衛隊法 75 号) 第		年法律第

(5) 警察官の指示

災対法第 61 条の規定により事態が切迫し町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、現地の警察官において避難の指示を行う。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、(5)に準じて措置をとる。

8 避難勧告等の基準

避難勧告等を行う場合の基準は、次のとおりとする。

8-1 町内河川に関する避難勧告等の発令基準

(1) 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準 ア〜エのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する ことが考えられる。

- ア 町内河川に設置されている水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合
 - ■地蔵寺川(田井橋水位観測所):6.4m
- イ 次の(ア)~(ウ)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - (ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇して いる場合
 - (4) 町内河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合
 - (ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合
- ウ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- エ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- (2) 【警戒レベル4】 避難勧告の発令基準 ア〜エのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。
 - ア 町内河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合
 - ■地蔵寺川(田井橋水位観測所):8.0m
 - イ 町内河川の水位観測所の水位が避難判断水位を越えた状態で、次の(ア)~(ウ) のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - (ア) 町内河川の水位観測所上流の危機管理型水位計の水位が急激に上昇して いる場合
 - (4) 町内河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合
 - (ウ) 町内河川の水位観測所上流で大量または強い降雨が見込まれる場合
 - ウ 異常な漏水・侵食等が発見された場合
 - エ 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
- (3) 【警戒レベル4】 避難指示(緊急)の発令基準 ア〜ウのいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令することが考え られる。
 - ア 町内の河川の水位観測所の水位が堤防高(または背後地盤高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)
 - イ 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
 - ウ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)
- (4) 【警戒レベル5】 災害発生情報の発令基準 次に該当する場合に、災害発生情報を発令することが考えられる。
 - ア 決壊や越水・溢水が発生した場合(水防団等からの報告により把握できた場合)

- 8-2 土砂災害に関する避難勧告等の発令基準
 - (1) 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準 ア〜ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する ことが考えられる。
 - ア 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、 土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数 基準に到達」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])する場合
 - イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される 場合
 - ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂 災害) (警戒レベル3相当情報[土砂災害]) に切り替える可能性が高い旨に言 及されている場合
 - (2) 【警戒レベル4】 避難勧告の発令基準 ア〜ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。
 - ア 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合
 - イ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報「土砂災害」) する場合
 - ウ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等) が発見された場合
 - (3) 【警戒レベル4】 避難指示(緊急)の発令基準 ア〜イのいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令することが考え られる。
 - ア 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4相当情報「土砂災害])した場合
 - イ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促 す必要がある場合
 - (4) 【警戒レベル5】 災害発生情報の発令基準 次に該当する場合に、災害発生情報を発令することが考えられる。
 - ア 土砂災害が発生した場合

9 避難誘導

町は、避難勧告等が出されたときは、警察や消防機関の協力を得て、あらかじめ 定めた避難誘導計画に基づき、迅速に住民の避難を実施する。

- (1) 避難誘導方法
 - ア 避難方法と集合場所

避難勧告等が出された場合、消防団、警察、自衛隊が、あらかじめ集落単位 で定めた避難の引率者の協力を得て、集落単位で集団化し、避難を実施する。 このため、避難に際し各集落では緊急避難場所に集合した後、状況を見ながら地区単位で指定するなど緊急避難場所等に避難を行う。

各地区が集合する緊急避難場所は、資料編「避難施設一覧」のとおりである。

避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講じべきことにも留意する。

イ 避難路の確保

二次避難に際しては集落単位を原則とし、避難路の要点ごとに誘導員をできる限り配置し、避難者の通行を確保する。

あらかじめ定めている避難路が遮断されている場合、山や急傾斜地から離れた誘導路を設定する。

避難時には、活発な広報活動を通じ避難中の混乱の防止に努める。

ウ 任意による避難

避難勧告等に従わない者は、極力説得し任意に避難するよう指導する。

(2) 避難順位

- ア 住民間の避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。なお、避難時の 周囲の状況により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむをえないとき は、屋内安全確保等の安全確保措置を講じべきことにも留意する。
- イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生 すると認められる地区内居住者の避難を優先する。
- ウ 自力で避難できない場合や避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

(3) 避難者への注意事項

ア 避難者自身による防災措置の徹底

避難に際しては、火気危険物等を始末し戸締りを行い、会社工場では発火しやすい薬品、電気ガス等の保安措置を徹底すること。

また浸水時には油脂類、ドラム缶の流出防止措置を徹底すること。

イ 身体を防護する服装

帽子、頭巾、手袋を身につけ身体を衣類で覆うとともに、動きやすい軽装と する。

また素足は避け、必要に応じ防雨、防寒具を携帯すること。

- ウ 最小限の携帯品の必携
 - (ア) 現金、預金通帳、印鑑、証明書、その他の貴重品
 - (イ) 飲料水、2食程度の食糧、肌着等最小限の身の回り品
 - (ウ) 携帯用ラジオ、照明器具、家庭医薬品等
 - (エ) 飲料水、食糧、肌着等の身の回り品について

本町の防災体制の中では、飲料水、食糧、肌着等の身の回り品の備蓄は特に行っていないことから、必ず避難時には携帯するよう心がけること。

10 知事に対する報告

町長等が避難勧告等を行ったときは、災対法第60条3項に基づきその旨を直ちに 知事に報告するとともに、その後の避難住民の動静についても逐次報告する。

11 関係機関への連絡

(1) 施設の管理者への連絡

町内の避難施設として利用する学校、コミュニティセンター等の施設の所有者 又は管理者に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に勧告・指示の内容を伝え協力 を求める。

(3) 隣接市町村への連絡

隣接市町村の施設を利用しなければならない住民に対し、避難勧告等を行うと きは、その内容を直ちに関係市町村へ連絡し協力を求める。

12 避難所の開設及び管理等

(1) 避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。 なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道 路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定して いたとしても原則として開設しないものとする。

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、 被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

(2) 避難所の指定

ア 指定基準

避難所は、災害に対し安全で、集団的に収容できる公共建築物とする。

給水設備、給食設備をもつ施設、給食施設を急造できる施設、又は他の給食施設より搬入しやすい施設とする。

概ね一人当たりの有効面積を概ね4㎡とし、地区集会所の利用も想定していることから避難収容人員の下限設定は行わない。

イ 避難所の一覧

本町が指定する避難所は、資料編のとおりである。

(3) 避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び町防 災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

(4) 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、本部とは情報連絡を密に行う。

(5) 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況(開設日時、場所、収容人員等)を日々記録し、避難者名簿を作成しなければならない。

(6) 知事への報告

町長は、避難所開設状況をまとめ、避難所開設の目的、避難所の箇所数、収容 人員、開設期間の見込み等を知事に報告するとともに、その後の状況についても 逐次報告する。

13 避難所の運営

避難所の管理者の協力を得て、適切な運営に努めるとともに、避難所における生活環境面に注意を払い、男女のニーズやプライバシーの保護、要配慮者への配慮に留意する。

この際、情報の伝達、食糧、水及び物資の配給、清掃等については、相互扶助の 精神により、自主的な協力が得られるよう努める。

- (1) 避難所に指定されている施設の被害状況の把握(優先的な応急危険度判定)
- (2) 避難所を迅速に開設し、周知の徹底
- (3) 食事等の供与の状況、トイレの設置状況等の把握
- (4) 避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点への配慮
- (5) 要配慮者のための福祉避難スペースの設置、及び要配慮者用避難所(福祉避難所)への移動調整
- (6) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に応じて、民間賃貸 住宅、旅館、ホテル等への移動調整
- (7) 避難生活に不足する物資の調達
- (8) 避難所は、避難者の協力を得て、運営
- (9) 避難者の総合的な相談窓口の設置
- (10) 健康相談、栄養指導、こころのケア等の対策
- (11) 車中泊避難者や避難所以外に避難している避難者への支援
- (12) ペットのためのスペースの確保(屋外への飼育用のケージの設置等)
- (13) 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (14) 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (15) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (16) 巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。

14 避難所での食糧の調理、加工

- (1) 「かめない」、「飲み込みにくい」人に合わせて調理、加工できるよう、小規模な調理のできる調理場を設置する。
- (2) 育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。

15 避難所外避難者への支援

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

16 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、町、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

- (1) 被害が甚大で本町の区域を越えた広域の避難が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (2) 被災者が他市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 他市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ 確実に受け取ることができるよう努める。
- (4) 他市町村からの避難者を受入れる場合は、避難所を提供するとともに、避難元の市町村と協力し、必要な情報の提供や支援を実施する。

17 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させるなど措置をとる。

18 学校等における避難計画

保育所、学校における児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりと し、慎重にして安全な避難の実施を期する。

- (1) 実施責任者 実施責任者は、小、中学校は校長、保育所は所長とする。
- (2) 避難の順位 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。

(3) 避難誘導責任者及び補助者

避難誘導責任者は、小、中学校にあっては教頭、保育所等にあっては上席職員 とし、補助者はその他の教職員とする。

(4) 避難誘導の要領、措置

- ア 避難誘導に当たっては、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- イ 避難はまず屋外運動場等広場を目標とし、状況判断の上第2目標へ誘導する。
- ウ 避難に当たっては、十分状況判断の上、履物、学用品等の携行を考慮する。
- エ 実施責任者は、避難誘導の状況を逐次町教育長又は町長に報告し、町教育長は、 町長又は保護者に通報する。
- オ 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

(5) 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、 避難路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

(6) 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

19 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される救出の実施基準は、次のとおりである。

(1) 避難所収容の対象者 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 避難所の開設

ア 学校、コミュニティセンター等既存建物を利用する。

イ 適当な建物を得がたいときは、仮小屋、天幕を設営する。

(3) 避難所開設の費用及び期間

費	用	期	間
1人1日当たり 330 F 施行細則」に定める名	頁とする。		日以内。ただし、知事 総理大臣の承認を得た 。

第9節 災害拡大防止活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

- (1) 住民、自主防災組織等は、周辺地域の初期消火に努める。
- (2) 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- (3) 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をする。

2 人命救助活動

人命の救助は、すべての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」妨げ となる場合は、規制をする。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とする。

災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施すること に努める。

- (1) 住民、自主防災組織等は、地域の救助活動に努める。
- (2) 町、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

3 被災建築物に対する応急危険度判定

- (1) 町は、全県的な活動計画を県と調整しながら作成する。
- (2) 町は、活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

4 被災宅地の応急危険度判定

- (1) 町は、県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度 判定士により、被災宅地の応急危険度を判定する。
- (2) 県は、町を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請等、関係機関との連絡 調整体制を確立する。

5 消防計画の方針

住民は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行うと ともに、消防機関に協力するよう努め、可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止 に努める。

消防機関は、防災関係機関と連携を保ちながら、保有消防力の全機能を発揮して、 その被害を最小限に防止するため、消防活動を実施する。

5-1 消防組織

(1) 嶺北広域行政事務組合消防本部嶺北消防署

近隣の3町1村で組織する嶺北広域行政事務組合消防本部嶺北消防署が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

(2) 土佐町消防団

本町の消防団(平成27年4月1日現在)は、本部のほか9分団を合わせ、団員238名(内女性団員23名)で編成されている。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化を推進していく必要がある。

■ 消防団組織及び出動区域

		名	称		1	立 置	Ţ	区域
消	石	原	分	寸	西	石	原	西、東、峰石原、有間
77-	平	石	分	寸	平		石	平石、栗木、能地
防	地	蔵	寺 分	4	地	蔵	寺	上・中・下地蔵寺、立割の一部
団	古	奈丿	川分	4	相		JII	相川、高須、白石、立割の一部
本	中	央	分	寸	土		居	大谷、中村、上ノ土居、駒野、五区、南境、東境、南泉、 宮古野、高野、古味、井尻、下川、上津川、柚の木、北 境、和田
	南	Ш	分	寸	南	川七	尾	南川、下瀬戸、黒丸
部	田	井	分	寸	田		井	上野、田井、中島、樺、三島、大淵、早明浦
$\overline{}$	松	ケ	丘 分	4	伊	勢	Ш	上野上、伊勢川、溜井

5-2 消防機関の活動

町及び嶺北広域消防本部は、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、火災による被害の拡大を防止するため、迅速に部隊配置を行い、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難施設及び避難路を確保する消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 消防活動に際しては、消防団員の安全確保に十分配慮する。
- (5) 大規模火災の拡大を防止するため、空中消火の実施が必要な場合又は空中消火 資機材・薬剤等の輸送が必要な場合は、県を通じ県消防・防災ヘリコプターによる活動を行う。
- (6) 必要に応じ県を通じて、自衛隊の出動を要請する。県との連絡が不可能な場合は、町長が直接自衛隊に通知する。

5-3 消防団員の招集

(1) 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。 団員については、団長から各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したとき は直ちに出動し、団長及び分団長に報告を行う。

(2) 招集集結場所

団員は、各消防団屯所に集結する。

5-4 警防

集落地区については、防ぎょの方法を検討し、訓練を実施して万全を期する。 なお、年末、年始その他必要と認めた場合、所轄分団の要員として、警戒防ぎょの 万全を期する。

5-5 応援協力要請

- (1) 町の能力では火災の鎮圧が困難な場合は、町は、高知県内広域消防相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。
- (2) (1)の消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定により、知事を通じ緊急消防援助隊の出動等、他の県の消防機関に応援を要請する。
- (3) 林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、町は、県及び四国森林管理局へ確保について要請する。

6 惨事ストレス対策

- (1) 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図る。

活 動 の ポ イ ン ト	関	係機	関
1 車両の確保・管理は総務部にて実施			
2 輸送の種別と調達方法			
(1) 車両 ⇒ 町有車両の他、公共団体保有車両、営業車両、			
自家用車両の借り上げ			
(2) ヘリコプター等 ⇒ 県に要請			
(3) 賃金職員 ⇒ 町における雇い上げ又は応援要請	総	務	課
3 輸送の順位 ⇒ 第1段階:人命救助等に要するもの	住	民	課
第2段階:生命維特等に要するもの			
第3段階:災害復旧等に関するもの			
4 物資集積場所			
(1) JA高知県土長地区倉庫			
(2) (1)が使用不能の場合は隣接地への設置を県に要請			

1 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、 配車等総合調整は総務部が行う。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保 につき、応援を要請する。

2 輸送の目的

- (1) 被災者の救助・救急活動等や避難者に緊急物資を供給するため、陸・空のあらゆる手段を利用し、総合的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプターの活用を推進する。
- (2) 緊急輸送を行うに当たっては、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮するとともに、次の事項に配慮して行う。
 - ア 人命の安全
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 応急対策の円滑な実施
 - エ 遺体対応の適切な実施

3 輸送力の確保

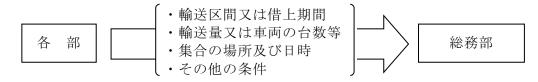
輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施する。

(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各部は、必要な車両を総務部に要請する。 総務部は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

■ 要請(提示条件)



イ その他の車両

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図る。また、緊急物資の輸送については、社団法人高知県トラック協会と協議して適切な措置を講じる。

(2) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務部は、県に消防・ 防災へリコプター等による輸送を要請する。

(3) 賃金職員等による輸送 前各号による輸送が不可能な場合は、賃金職員等による人力輸送を行う。

4 緊急輸送の優先対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 国及び地方公共団体の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要 員等の初動応急対策に必要な人員、物資等
- エ 後方医療機関へ輸送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 第1段階の継続
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 負傷者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び資材

(3) 第3段階

- ア 第2段階の継続
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

5 輸送(物資)拠点の確保

(1) 救援物資及び調達物資の集積場所を次のとおり定め、迅速な輸送体制を確立する。

名	称	所 在	地	連	絡 先
JA高知県土長	地区倉庫	土居 28	4-1	0887 -	-82-2800

- (2) 道路の損壊等により(1)に定める場所が使用不能の場合は、隣接市町村等に輸送拠点を設けるなど、広域的な運用を県に要請する。
- 6 緊急輸送のための燃料確保

輸送活動を円滑に行うために、燃料の調達体制の整備を図る。

第 11 節 交通確保対策

災害により道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策を行い、交通の確保を図る。

	活 動 の ポ イ ン ト	関	係機	関
1	各配備要員により道路、橋梁等の被害調査を実施			
2	国道及び県道の被害発見 ⇒ 中央東土木事務所本山事務所長へ報			
	告			
3	交通規制の区分(実施者等)は、本節で定めるとおり	7=1-	⇒几	≑⊞
4	交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保	建	設	課
5	緊急通行車両の申請			
	事前申請先 ⇒ 県公安委員会			
	・災害時申請先 ⇒ "、高知東警察署			

1 実施責任者

(1) 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を建設部に指示して行い、高知東 警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないと きは、県に要員の確保について応援を要請する。

(2) 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
	通行の禁止	道路の損壊等危険な状態が発生した 場合において、その危険を防止し、 その他交通の安全と円滑を図るため 必要があるとき。	歩 行 者 車 両 等	道路交通法 (昭和35年法 律第105号) 第4条第1項
公安委員会	及び制限	周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急自動車 以外の車両	災対法第76条
警察署長	同 上	上掲の措置(歩行者、車両等)の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。		道路交通法 第5条第1項
警 察 官	同 上	災害発生時等において、交通の危険 を防止するため緊急措置の必要があ ると認めるとき一時的に行う。	同 上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同 上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同 上	道 路 法 第 46 条第 1 項

2 実施内容

- (1) 道路、橋梁等の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排 土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ、交 通の確保を図る。
 - イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道 路を設置し、道路交通の確保を図る。
 - ウ 町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合又はその通報 を受けた場合は、直ちに中央東土木事務所本山事務所長あてに報告する。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の措置

- (ア) 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制する。
 - a 道路の欠壊、浸水、山崩れ等の道路の損壊があったとき。
- b 豪雨等の異常気象時において道路損壊等のおそれがあり、通行が危険であると認められるとき。
- (イ) 道路管理者は、交通規制を実施するときはその詳細を高知東警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の表示等を行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて一般に周知徹底を図る。

イ 緊急輸送の確保

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため、必要であると認めるときは、県公安委員会に緊急輸送路確保のための交通規制を要請する。

3 車両の移動等

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に規定された車両の移動等について、 緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、緊急通行車両の通 行を確保するため必要な措置を講じる。

4 緊急通行車両の確認申請

災対法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、次により行う。

(1) 発行機関

交 付 者		発	·	幾	関
知事	災 害 (災害の	対 策 状況により支	本 音 で部に委任す		
公安委員会	警察	本 察	部 署	長 長	

(2) 緊急通行車両の事前届け出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行 車両についてあらかじめ必要事項の届け出を受けるとともに、緊急通行車両事前 届け出済証を交付するので、本町においても庁用自動車数台については事前に高 知東警察署長に確認申請を行い、あらかじめ交付を受ける。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申出る。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災対 法施行規則(昭和37年総理府令第52号)で定めた標章及び証明書(別記様式) が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。

■ 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、cm (センチメートル)とする。

別記様式

第	号												年		月			日
		緊	急	通	行	車	両	確	認	申	請	書						
									虐	ī.	知]	県	知	事	(印	
									青	哥 乡	印身	県 公	:安	委 員	会	(印	
番号標に表示されている番号																		
車両の用途 (緊急輸送 を行う車両 にあって員又 は品名)																		
使 用 者	住		戸	折					()		局				番
使 用 者	氏		4	名														
通行日時																		
			出		発	爿	也						目	的		地		
通 行 経 路																		
備 考											•							

(注) 用紙は、日本産業規格A5とする。

第12節 社会秩序維持活動等

県警察は、風水害等の災害発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行う。

1 任務

- (1) 気象情報、その他災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (3) 被害実態の把握
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 緊急交通路確保等の交通規制
- (6) 遺体の検分(検視)及び身元不明遺体の身元調査
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- (8) 被災地の各種犯罪の予防検挙
- (9) 関係機関の行う災害救助及び災害応急措置等に対する支援・協力
- (10) その他必要な警察活動

2 警備体制

県本部に、警察本部長を長とする「高知県警察災害警備本部」、被災地を管轄する 署ごとに、署長を長とする「署災害警備本部」を設置する。

3 社会秩序の維持活動

- (1) 被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。
- (2) 悪徳商法、窃盗等被災地で発生しがちな犯罪の取締りを重点的に行う。

第13節 地域への救助活動

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとと もに、各種の相談窓口を設置する。

必要に応じて町は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請する。

活 動 の ポ イ ン ト	関	係機	関
1 初期救出の実施等			
(1) 救出作業は消防団が中心となり実施			
(2) 住民による初期救出が行われるよう資機材の整備推進を検討	総	務	課
2 県、警察、他市町村、自衛隊への応援要請	消	防	寸
明示事項 ⇒ 協力日時、集合場所、協力人員、捜索範囲、予定			
期間、携行品等			

1 飲料水の調達、供給活動

	活動のポイント	関係機関
1	住民への備蓄の広報の実施 (平常時)	
2	水道施設の被害調査と応急復旧の実施	
3	給水箇所 ⇒ 役場、避難所、医療機関、社会福祉施設等	
4	給水方法	
	給水タンク、ポリ容器による運搬給水(応援要請)	建設課
	臨時給水栓の設置	
	県、自衛隊、他市町村等に応援要請	
5	給水量	
	1日3ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処	

(1) 給水活動の実施

- ア 被災者への応急給水を迅速に実施する。
- イ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。
- (2) 給水施設の応急復旧
 - ア 直ちに被害状況を調査し、復旧の計画を策定、公表する。
 - イ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援要請する。

2 食糧の調達、供給活動

活動のポイント	関係機関
1 調達体制の強化(平常時)	
(1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合等との協定締結の検討	
2 発災後3日分の食糧確保を考慮した調達体制の確保及び住民への	
備蓄の広報 (平常時)	
3 災害時の調達	
(1) 1に定める業者、組合等に供給を依頼	
(2) 県に米穀、乾パンのあっせんを依頼	
4 炊き出しの実施	住 民 課
自主防災組織、日本赤十字奉仕団のほかボランティアの協力を得て	農畜林振興課
実施	教育委員会
5 食糧の供給	
(1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	
(本節 2-1:参照)	
(2) 食糧集積場所 ⇒ JA高知県土長地区倉庫	
(3) 食糧(救援物資含む。)供給の流れの周知(本節2-4:参照)	
(4) 各対策事項の実施部の明確化(本節2-4:参照)	

(1) 緊急食糧の調達

ア 応急米穀

- (ア) 町自らが調達する。
- (イ) 不足する分は、県にあっせんを依頼する。
- (ウ) 不足する分は、農林水産省に必要量の確保を要請する。

イ 副食・調味料

- (ア) 町自らが調達する。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに 配慮する。
- (4) 不足する分は、県に要請を行う。

ウ 炊き出し

- (ア) 町は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して炊き出しを実施する。
- (イ) 必要に応じて、日本赤十字社高知県支部に応援を要請する。

(2) 緊急食糧の配布

- ア 町は、対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成 し、被災者及び関係者に周知する。
- イ 配布に当たっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、 迅速、正確、公平に配布する。

特に、要配慮者への配布には配慮する。

(3) 食糧の確保

災害時における食糧の供給については、備蓄の検討を行うほか速やかな調達を 図るが、大規模災害が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食糧が あれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災 後の3日間の食糧を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制 の確立を目指す。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。 本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

(4) 少数者への配慮

通常の配給食糧を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために 必要な食糧、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

2-1 避難所における供給計画

大規模災害の発生により避難所を開設した場合の食糧等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がける。

段階	食糧
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し

2-2 物資調達マニュアルの整備

食糧の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、 マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食糧、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所 (調理施設・避難所等) の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、県への食糧、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食糧集積地を指定し、責任者等受入体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立
- (9) 被災者への食糧の供給方法(配分、場所、協力体制等)の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

2-3 物資の集積場所

本章第10節「緊急輸送活動」に定めるとおり、JA高知県土長地区倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

2-4 災害時における食糧等 (生活必需品等含む。) 供給の流れ と実施担当部

		対	策	部		実 施 内 容				
総	務	部	(総	務	課)	車両、燃料の調達				
住	民	部	(住	民	課)	救助物資(食糧・生活必需品等)の確保、 備蓄及び配給				
農	農畜林振興部 (農 畜 林 振 興 課) 主要食糧の需給調整									
教	育	部	(教	育 委	員 会)	給食施設の管理				
 他地域からの救援物資 町の調達物資 【JA高知県土長地区倉庫】 仕分け - 食糧、生活必需品、その他対策要員 - ②住民部を中心とする職員 ②ボランティア 										
輸 ☆町保有車両及び運送業者による輸送 ☆警察との連携 ⇒ 1 交通規制情報の共有化 2 防災計画の共有化(輸送路の把握) 【避 難 所】										
	対応要員 - ◎常駐及び応援の職員 - ◎被災者の自治組織からのボランティア ◎ボランティア									

3 生活必需品の調達、供給活動

活動のポイント	関係機関
1 調達体制の強化(平常時)	
(1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合等との協定締結の検討	
2 災害時の調達	
(1) 1に定める業者、組合等に供給を依頼	
(2) 県、日赤、他市町村に応援依頼	
3 生活必需品等の供給	住 民 課
(1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	
(2-1 避難所における供給計画:参照)	
(2) 物資集積場所 ⇒ JA高知県土長地区倉庫	
(3) 物資供給の流れの周知 (本節2-4:参照)	
(4) 各対策事項の実施部の明確化(本節2-4:参照)	

- (1) 災害により生活必需品を失った被災者に対し給付、貸与を行う。
- (2) 町は、日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請する。
- (3) 自らの町内で調達できない場合は、不足分を県に要請する。
- (4) 県は、県内で調達できない場合には、他の県、国、自衛隊に応援要請をする。
- (5) 被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、 ニーズに応じて供給・分配を行う。その際には、要配慮者の特性や、男女のニー ズ等様々な視点に配慮する。
- (6) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。
- (7) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が 把握できる広域避難者に対しても物資等が供与されるよう努める。

3-1 避難所における供給計画

段階	食糧
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

3-2 物資の集積場所

本章第10節「緊急輸送活動」に定めるとおり、JA高知県土長地区倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

3 - 3 震災時における物資供給の流れと実施担当部本節2「食糧の調達、供給活動」に定めるとおりとする。

4 医療

災害により医療の機能が不足し、又は医療機構が混乱した場合には、被災者に対し 応急的に医療を施し、もって人身の保全を図る。

「土佐町災害時医療救護計画」及び「土佐町災害時保健活動マニュアル」に基づき、 関係機関と連携して医療活動を実施する。

	活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1	医療・救護・救出を要する状況の把握	
2	医療救護班の編成(医師、保健師、看護師、事務職員)	
	・町内医療機関による編成 不足の場合 ⇒ 土佐長岡郡医師会	
	に要請	
3	医療救護所の開設	
4	医薬品、資機材の調達 ⇒(1) 購入 (2) 県への要請	健康福祉課
5	負傷者の搬送 ⇒車両の確保、ルートの確認、医療救護チームの受入	
	れ状況の把握、必要により県に消防・防災ヘリコプ	
	ターの出動要請	
6	トリアージの実施(本節4-8・11 参照)に伴う関係機関の連携体	
俳	制の検討(平常時)	

4-1 実施責任者

医療の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

4-2 医療救護班の編成

(1) 町の体制

被災地における医療救護体制を確保するため、土佐町災害時医療救護計画に基づく体制をとる。

(2) 県の体制(高知県保健医療調整支部)

医療救護活動は、高知県保健医療調整支部があり、県下に6支部体制で編成されている。中央東支部では、香美郡医師会、土佐長岡郡医師会、中央東福祉保健所等で構成されている。

(3) 日本赤十字社の体制 県内で8班の編成が可能である。

4-3 実施方法

(1) 医療は町の救護班が行うが、原則として医療救護所を早明浦病院及び田井病院 に設置し活動に当たる。

- (2) 町内の救護班だけで医療の実施が不十分な場合は、医師会等の協力を得て医療 チームを編成、また、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)を高知県保 健医療調整支部へ派遣要請を行い、町災害対策本部員で編成する医療対策班とと もに、各救護施設における医療救護に当たる。
 - ア 医療救護対象地区
 - イ 医療救護対象人口
 - ウ 医療救護内容
 - エ 医療救護チームの数及び集合場所
 - オ その他必要なる事項
- (3) 医療は、緊急を要する者から行い、必要に応じて、救護病院、災害拠点病院への移送を行う。ただし、早急に医療を施さなければならない場合は、県に自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 避難所において医療救護の必要が生じた場合は、町災害対策本部において調査 集計し、県中央東支部に報告するとともに必要な支援を要請し、医療救護を行う。

4-4 医薬品等資材の確保

(1) 医薬品等の調達

医療の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬店から調達する。ただし、町内で調達不可能な場合は、中央東支部及び県に次の事項を明示し、要請する。

- ア 品目別必要数量
- イ 必要日時
- ウ 運搬方法
- エ 集積場所
- (2) 輸血用血液 県に要請し、高知赤十字血液センターから優先的に供給してもらう。
- 4-5 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される医療の実施基準は、次のとおりである。

- (1) 医療の対象者 災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者
- (2) 医療の範囲
 - ア診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - 才 看護

(3) 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(4) 医療の期間

災害発生日から 14 日以内。ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を 得た場合は、延長できる。

4-6 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、町内医療機関及び土佐長岡郡医師会の協力の下に、(1) 救護班を編成し、(2) 早明浦病院及び田井病院に医療救護所を設置し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

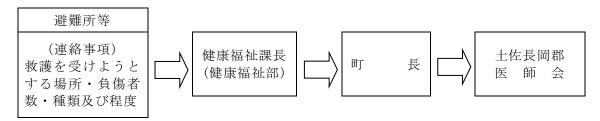
(1) 救護班の編成

- ○町内医療機関による編成
- ⇒ 本節 4「医療」参照
- ○町内医療機関のみでは不足する場合 ⇒ 中央東支部(中央東福祉
 - ⇒ 中央東支部(中央東福祉 保健所)に応援要請

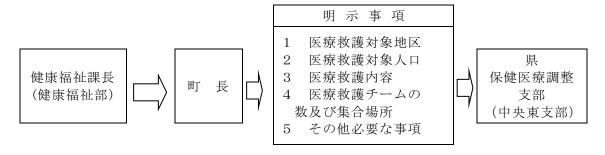
○救護班の構成

⇒ 医師、保健師、看護師、事務職員(運 転手含む。)

(2) 医師会への医療救護チーム派遣要請系統



(3) 県、日赤県支部及び隣接市町村への医療救護チーム派遣要請系統



(4) 医療救護所の設置



(5) 救護病院の設置



4-7 ヘリコプターによる救急搬送

被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県消防・防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター等の利用を県に要請する。

4-8 県の活動

町から医療救護チームの派遣要請があったとき、又は県が必要と判断したときは、 県立病院職員で構成する医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣す る。

また、日本赤十字社高知県支部、高知県医師会、公的医療機関、旧国立医療機関に対して、医療救護チーム等の派遣に係る協力要請を行う。

さらに、必要に応じて他県又は国に対し医療救護チーム、災害派遣医療チーム(DMAT)の出動を要請する。

(1) 医療救護チーム及び災害派遣医療チーム (DMAT) の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

- イ 傷病者に対する応急処置及び医療
- ウ 傷病者の医療救護施設への転送の要否及び転送順位の決定
- オ 被災現場におけるメディカルコントロール (災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)

4-9 医療関係ボランティアの活用

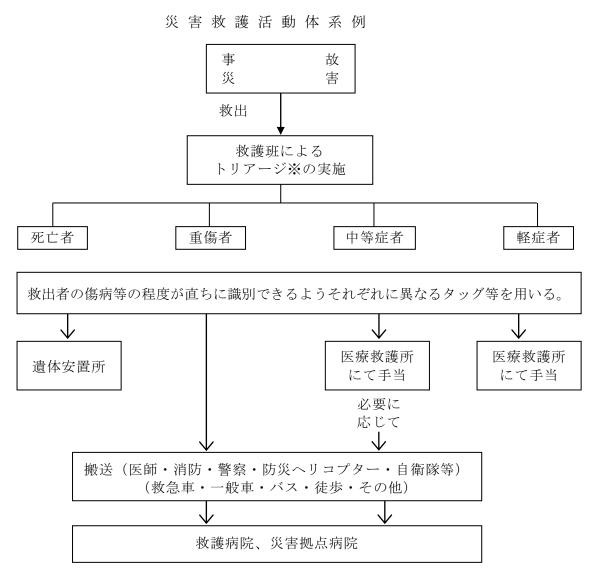
災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な 把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活 用する。

4-10 在宅要医療患者の医療救護

- (1) 在宅要医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。
- (2) 医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは県へ調整を依頼する。

4-11 医療活動の実施

町は町内医療機関や土佐長岡郡医師会との協力の下に活動体系を整備する。



※ トリアージ: 患者の重症度と緊急度によって治療の優先順位を決めること。

5 消毒·保健衛生

		活	動	0)	ポ	イ	ン	<u>۲</u>			関係機関
1	防疫班の	編成									
	町一健康	福祉課	員を中	心に編	扇成						
2	防疫班の	任務									
	被害状況	の把握	、防疫	業務の	実施、	住民へ	の衛生	指導』	及び広報活	動、	
	患者の収容	等									
3	感染症患	者等に	対する	措置							
((1) 一類原	感染症	→ 指	1定医療	聚機関						健康福祉課
((2) 二類原	感染症	→ 指	1定医療	聚機関						
((3) 新型:	コロナリ	ウイル	ス等感	染症	→ 指	定医療	幾関			
((4) 自宅隔	鬲離									
4	防疫用機	械及び	薬品								
	平常時か	らの備	蓄推進	の他、	業者よ	こり調達	皇				
5	被害動物	の収容	及び相	談窓□	の設置	<u> </u>					

(1) 消毒活動

- ア 被災地域の衛生状態を把握する。
- イ 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ウ 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施する。

(2) 保健衛生活動

- ア 被災地域の住民の健康状態を把握し、こころのケアを含めた対策を実施する。
- イ 保健衛生活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達する。
- ウ 関係機関の協力を得て、保健衛生活動を実施する。
- エ 要配慮者については、特に、配慮する。
- オ 住民の健康状態をもとに、必要に応じてや中央東福祉保健所や医療機関、社会福祉施設へのつなぎを行う。
- カ 食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

6 廃棄物処理

災害地から排出されたごみ、し尿等汚物の収集処理を適切に行うため、次により清掃業務を行う。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 仮置き場の設置・運営	
2 処理の実施	
(1) ごみ処理・し尿処理 ⇒ 嶺北広域行政事務組合にて処理	
(2) 死亡獣畜 ⇒ 焼却及び地下への埋せつ	
3 処理不可能の場合は、県又は他市町村に応援要請	住民課
4 優先収集するごみ	健康福祉課
・腐敗性の高いごみ、応急対策活動又は生活上重大な支障を与えるごみ	
・浸水地域のごみ、重要施設(避難所等)のごみ	
5 住民への自己処分や分別整理への協力を依頼	

6-1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は、町長が行うが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、中央 東福祉保健所に連絡し、他市町村又は県の応援を求めて実施する。

6-2 実施方法

ごみ及びし尿処理は、嶺北行政事務組合にて実施する。ただし、対処不能のときは、 ごみ処理及びし尿処理を要する地域、数量等に応じ、民間の処理業者への委託又は雇 い上げ等により所要の班を編成する。

(1) 仮置き場の設置・運営

被災建物や廃棄物の速やかな解体、撤去、処理、処分を行うため住民用仮置き場、一次仮置き場、二次仮置き場を設置し災害廃棄物の選別や中間処理を行う。

(2) し尿の収集、処理

浸水地域等緊急にくみ取りを要する地域及び重要性の高い施設から、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)に定める基準に従っ て行う。

(3) ごみの収集、処理

ア ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、 収集したものは焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについ ては、品目ごとに選別したうえで再利用ないし最終処分を行う。この収集、処 分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従っ て行う。

- イ 保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。
 - (7) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

- (イ) 浸水地域のごみや重要性の高い施設(避難所等)のごみ
- ウ 収集処理方法や臨時集積場所等について、住民への周知を徹底し、ごみの自己 処分や分別整理等の協力を得て、できるだけ速やかに処理する。
- (4) 死亡獣畜の処理 死亡獣畜は、廃棄物処理業者において焼却等の処分委託を行う。

7 遺体の検案等

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 行方不明者の捜索	
(1) 捜索の届け出の受理(必要事項:住所、氏名、年齢、性別、身長、	
着衣、その他)	総務課
(2) 消防団の他警察に協力を要請	住 民 課
2 遺体の収容・処理	健康福祉課
(1) 消防機関、警察に協力を要請	消防団
(2) 救護班が処理を実施	相 奶 凹
3 埋火葬の手配	
遺族等により火葬を行うことが不可能な場合は、町において実施	

(1) 遺体の捜索

- ア町は、県警察の協力の下に遺体を捜索する。
- イ 県警察等は、遺体を発見した場合又は遺体発見の届け出を受けた場合は、関係 法令の定めるところにより必要な措置を行う。

(2) 遺体の検案

- ア 遺体の検案は関係法令に基づき、原則として県警察の検視班の指示により町の 指定する遺体安置所で実施する。ただし、所轄警察署の指示により必要に応じ て病院内で医師が行う。
- イ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は以下の場所に集め一時 保存する。

施設	住 所
旧森小学校(体育館)	土佐町土居 437 番地

(3) 遺体の埋火葬

- ア 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。
- イ 亡くなられた方の遺族が埋火葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合 は、火葬又は土葬により応急的に埋火葬を行う。
- ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。 また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬する。

8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による 協力体制を確立する。

(1) 町の活動

ア 地域における被害動物相談とともに、場合によって災害死した動物の処理を行 う。

- イ 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受入れを支援する。
- ウ 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等 に協力する。

(2) 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施すると ともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

9 応急仮設住宅等

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急 仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の 修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

		活	動	Ø	ポ	イ	ン	١		関	係機	関
1	用地の選	定										
((1) 公共月	用地を修	憂先、(2) 飲	料水等	₩の入手	、衛生	環境、	交通の便、			
	学校との	の距離等	等を考慮	意								
2	建設資機	材及び	業者の	確保						総	務	課
3	要配慮者	の優先	入居等	に配慮								
4	災害救助	」法が適	i用され	た場合	又は四	叮のみで	では行う	うこと	が困難な場合			
l	は、広域避	難収容	に関す	る支援	を含め	県又は個	他市町	村に応	援を要請			

(1) 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

(2) 応急仮設住宅の建設

災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない方に対して、速やかに応急仮設住宅を建設する。

- ア 応急仮設住宅の建設に際しては、要配慮者に配慮した構造、設備とする。
- イ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努める。
- ウ 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助 法に準じて行う。

エ 建設用地の選定

- (ア) 用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共 用地等から優先して選定し確保する。
- (4) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議の上選定する。
- (ウ) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者 の生業の見通し等についても考慮する。

(3) 住宅の応急修理

- ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応 急修理をすることができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住するこ とが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- イ 住宅の応急修理は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に 準じて行う。原則として、住宅の応急修理は、町内の建設業者に協力を依頼する。

(4) 建設資機材及び業者の確保

ア 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、町又は 県があっせんする。

イ 町は、木材業者及び各組合と協定して、仮設住宅の建設を行うが、災害時の混 乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(5) 野外施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要が 生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、 適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

(6) 広域的な避難

被災者の避難、収容状況に鑑み、町域外への広域的な避難、収容が必要な場合には、県及び他市町村に広域避難収容に関する支援を要請する。

(7) 要配慮者への配慮

要配慮に配慮した構造、設備に努めるとともに、被災者の入居に当たっては、要配慮者の優先入居をはじめ、その円滑な入居の促進に努める。

(8) 運営管理

ア 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設 であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

イ 応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤立死や引きこもりなどの防止及び 住民のためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め るとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるように配慮する。

ウ 応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

(9) 住宅のあっせん

町は、応急仮設住宅が一時的居住の場であることを入居者に周知徹底し、住宅のあっせんを積極的に行う。

(10) 災害救助法の実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び住宅の応急修理の実施 基準は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

(ア) 応急仮設住宅の対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(イ) 住宅の規模及び着工期限

規模	費用	着 工 期 限
地域の実情、世	1戸当たり	災害発生の日から20日以内。ただし、20日
帯構成等に応じ	「高知県災害救助	以内に着工できないときは、知事あてに申
て設定する。	法施行細則」に定め	請し、内閣総理大臣の承認を得て、必要最
	る額とする。	小限度の期間を延長できる。

(ウ) 応急仮設住宅の供与期間 建築工事が完了した日から2年以内とする。

イ 応急修理

- (ア) 応急修理の対象者 住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- (イ) 応急修理の規模及び期間

費	用	応急修理の期間	修	理	0)	規	模
1戸当たり平均 「高知県災害救 に定める額とす		災害発生の日か ら1か月以内	居室、% くこと <i>0</i>				

10 障害物除去活動

山崩れ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被 災者の保護と生活の安定を図る。

	活	動	の	ポ	イ	ン	١	関	係機	関
1	除去の実施	→ 建	設部よ	り建設	業者に	依頼				
2	道路、河川は	こおける	除去	⇒ 管	理者が	実施		建	設	課
3	町で処理不可	可能の場	合は、	県又は	他市町	「村に応	援を要請			

10-1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。
- (2) 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ 必要に応じ除去する。

10-2 実施方法

障害物除去の事務は、建設部が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。 障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去 した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

10-3 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

(1) 障害物除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者

(2) 除去の実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備考
災害発生の日から 10 日以内。ただし、知事あてに申請し、内閣総理大		除去に必要な機械、器具等の借上質又は購
臣の承認を得た場合は、延長でき		
る。	とする。	員等雇用費等

11 住民による初期救出の実施

- (1) 救出作業は、消防団を中心として実施する。
- (2) 倒壊家屋等からの救出は一刻を争うため、住民による初期救出が行われるよう に、各消防団等において資機材の整備を図り、訓練により日頃から使用方法を熟知できるよう配慮する。
- (3) 住民及び消防団は、相互に連携をとって、地域の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (4) 救出の際は、可能な限り町災害対策本部、消防、警察等と連絡をとり、協力を求める。
- (5) 救出した負傷者の輸送車両、搬送医療機関の手配を行う。

第14節 ライフライン等施設の応急対策

電気、ガス、電話、上・下水道等被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

1 電力施設

災害時の電気供給の応急対策は、四国電力株式会社高知支店の計画によるが、概ね 次のとおりとする。

電気供給の責任を完遂するため、防災計画に基づき災害対策に万全を期す。

(1) 広報の実施

- ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。
- イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項などきめ細かい情報を提供 する。

(2) 要員・資材の確保

- ア 被害の重要度、状況等に応じ要員を効果的に投入し、早期復旧を図る。不足する場合は、必要に応じ県内外の他機関並びに業者の応援を要請する。
- イ 災害対策用備蓄資材・一般保守用予備資材のほか、災害地区外で保有する資材 を重点的に投入するとともに、関係業者所有の資材の緊急転用措置を要請する。 なお、不足する場合は、県内外の他機関に対して緊急転用措置を要請する。

(3) 保安対策

- ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施する。
- イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、 時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、 電気施設保安のため必要な措置を実施する。
- ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必用な措置を取った後実施する。

(4) 供給設備の復旧

- ア 被害状況・優先順位を見極めながら、公共保安の確保に必要な災害応急活動の 拠点等について、関係機関と協力し、可能な限り優先して電気供給施設の復旧 を実施する。
- イ 仮復旧工事に引き続き本工事を実施する。

(5) ダムの管理

ダムの管理は、河川法に基づくダム操作規程により実施し、河川の従前の機能の維特に努める。

2 ガス施設

ガス会社は、非常災害対策規程に基づき、また、一般社団法人高知県エルピーガス協会は、災害対策委員会規程に基づき、ガスの製造・供給・保安体制等について、次の措置を行う。

(1) 広報の実施

ア 被害の概況、復旧見込みについて公表する。

イ 被災地区については、被害概況等に加え、注意事項等きめ細かい情報を提供する。

(2) 要員の確保

ア 動員計画に基づき要員の確保に努める。

イ 不足する場合は、一般社団法人高知県エルピーガス協会では各ブロック等へ応援を要請する。

(3) 資材の確保

保有する応急措置用資材を優先使用し、不足する場合は本店等から緊急転用措置を要請する。

(4) 避難所への支援

一般社団法人高知県エルピーガス協会は、各ブロックにより避難所での炊出し、給湯の支援を行う。

(5) 保安対策及び復旧対策

保安上必要なものから優先的に復旧工事を実施する。

3 上 · 下水道施設

(1) 実施責任者 施設管理者

(2) 実施内容

ア 施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施する。

- イ 施設の復旧計画を作成し、復旧見込みを広報する。
- ウ 関係機関の協力を得て復旧を実施する。

4 通信施設

施設の被害状況を早急に把握し、応急措置を実施するとともに、施設の復旧計画を 作成し、復旧見込みを広報する。

関係機関の協力を得て復旧に努めるが、特に西日本電信電話株式会社については、 防災業務計画に基づき、次の事項を実施する。

(1) 災害対策本部の設置

総合的に対応できる災害対策本部又はこれに準ずる組織を設置する。

(2) 通信のそ通に対する応急措置 通信の途絶の解消、輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(3) 設備の復旧

被災した電気通信設備の復旧は、契約約款に定めるところの復旧順位に従い、 原則として西日本電信電話株式会社の標準的復旧方法により行う。

(4) 復旧に関する広報

復旧状況は、広報車、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じ広報を行う。

第15節 教育対策

災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置する。

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備	
(本節 10 参照)	
2 児童、生徒等の安否確認及び保護者への引渡し	
3 避難所の運営への参加協力	
4 授業の再開	
(1) 体育館、コミュニティーセンター等の使用	
(2) 応急仮校舎の建設	
(3) 短縮・二部・分散授業等の実施	数 去禾昌 众
5 給食施設の措置	教育委員会
(1) 応急修理の実施	
(2) 被災者の炊き出し施設として利用されている場合の代替措置	
の検討	
6 教職員の確保	
(1) 学校内又は隣接校との操作	
(2) (1)で不能の場合は、退職教員の活用及び県教委への調整依頼	
7 メンタルケアの実施	

1 実施責任者

- (1) 町立小、中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育長が 行う。
- (2) 文教施設の被災は、直接児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画をたて、実施するとともに町長に提出する。

2 事前準備

- (1) 学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき、明確な計画をたてておく。
- (2) 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を守らなければならない。
 - ア 学校行事、会議、出張等を中止すること
 - イ 園児、児童、生徒の避難、災害時の事前指導及び事後処理等につき、保護者と の連絡方法を検討すること
 - ウ 町教育長、町、高知東警察署本山警察庁舎及び保護者への連絡網の確認を行う こと

エ 勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を 定め、職員に周知しておくこと

3 休校措置

(1) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育長と協議し、必要に応じて休校措置をとる。帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ園児、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、告知放送又は電話連絡網によって保護者 に伝えるとともに、電話により関係地区長等に伝達し徹底を図る。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、学校長は、町教育長と協議し、決定する。

4 避難等

保育所、学校において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応 して本章 第8節「避難活動等」に定める計画に基づいて、各学校であらかじめ定め た計画により避難する。

5 教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模、被害の程度によって概ね次の方法 による。

(1) 校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行うとともに、被災のため使用できない教室に代えて特別教室、体育館、講堂等を利用し、応急教育を行う。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

被害が甚大で教育施設が使用できない場合は、収容人員を考慮の上、コミュニティセンター等公共施設を利用するほか、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。

(3) 激甚な災害の場合

広範囲にわたる激甚な災害により(1)又は(2)の措置がとれない場合にあっては、 応急仮校舎を建設する。

6 応急教育

被災状況に応じて短縮授業、分散授業等の措置を講じるとともに、極力規定授業 時間数の確保に努める。

また、復旧後は、授業時間及び休業日の変更又は振替授業等適切な方法により年間授業時間数の確保、学力低下の防止に努める。

7 学校給食施設の設置及び活用計画

給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実行 不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意する。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (4) 食中毒の予防対策について
- (5) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置

8 教育実施者の確保

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を考える。
- (3) 短期、臨時的にはPTAの協力を求める。(退職教員等)
- (4) 欠員(欠席)が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう要請する。

9 災害救助法による実施基準

高知県災害救助法施行細則に示される学用品等の実施基準は、次のとおりである。

(1) 給与対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時 的に居住することができない状態となったものを含む。)による喪失又は損傷等に より学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生 徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)

(2) 給与の品目、期間及び費用

品		目 期 「		間		費	用	0)	限	度	額	
教	科	書	災害発生の日か		教育委 使用し					この承	(認を受	けて
文	房	具	災害発生の日カ	いら 15 日以内	児童	一人	当た	ŋ			県災害	
通 =	学 用	品	災害発生の日カ	ら 15 日以内	生徒	一人	当た	り		た他行うる額	「細則」 〔	に正

※ただし、知事あてに申請し、内閣総理大臣の承認を得た場合は、延長できる。

10 事前計画の策定が必要な問題点

大規模災害の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童、 生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加等、様々な問題が起こることが予想さ れる。そこで、次の事項について特に検討を行う。

- (1) 避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童、生徒等とで 共用する部分と、児童、生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (3) 児童、生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法又は保護者への 児童、生徒等の引渡し方法等の災害発生時刻別(在校時、登下校時、休日等)計 画の作成
- (4) 児童、生徒、教職員等に負傷者が生じた場合の医療機関との連絡体制の整備
- (5) 児童、生徒等の安否確認の方法
- (6) 電話以外の連絡手段の整備
- (7) 校舎内外の施設・設備の安全点検、戸棚・靴箱・体育用具等の倒壊防止、建具・ 掲示物・その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等

11 事後の対策

メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員等に対し、関係機関との連携のもと に相談事業や研修会を実施する。

第16節 労務の提供

災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部長及び日赤奉仕団等の動員のみでは労力的に不足する場合に、災対法に基づき次のとおり労働力を確保する。

	活	動	Ø	ポ	イ	ン	<u>۲</u>	関係機関
1 労	務者の確保							
(1)	各部常備労	务者及 て	が関係 差	美者等 (の労務	者		
(2)	公共職業安治	定所等の	かっせ	せん労	務者			
(3)	関係機関の原	芯援派 遺	量による	る技術	者等			4 ΛΛ 2 Λ 7 ⇒π
(4)	緊急時の従	事協力命	令に。	よる労	務者			総務課
(5)	ボランティ	r						健康福祉課
2 賃	金の支払い							企画推進課
同	種の職種に支	払われ	る額を	もとに	町長か	決定		
3 従	事協力命令の	対象事	業及び	根拠法	令			
本	節の5に定め	るとお	り					

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者等の動員については、町長が行う。

2 労務者の確保

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保については、次の措置により行う。

- (1) 各部の常傭労務者及び関係業者等の労務者の動員
- (2) 公共職業安定所等のあっせん供給による労務者の動員
- (3) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (4) 緊急時等における従事協力命令による労務者等の強制動員

3 労務者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用し災害応急対策に当たる。

(1) 雇用手続

各部が労務者を必要とする場合、次の事項を明示し総務部を通じて、関係機関 に依頼し雇用する。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ作業内容
- エ 雇用期間

- 才 就労場所
- カ 賃金の額
- キ 労務者の輸送方法
- ク その他必要な事項

(2) 賃金の支払い

賃金の基準については、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として災害の特殊事情を考慮の上、町長が決定する。

4 関係機関への応援要請

※本章第5節「応援要請」に基づく。

5 従事協力命令

災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、 次の命令により住民等の従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求め ることができる。

対 象 事 業	区分	執 行 者	根拠法令
災害応急対策事業	従事命令	町 長	災対法第65条第1項
(災害応急対策全般)	(化争)的"力	警察官	災対法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	知 事	災害救助法第 24~25 条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	知 事 (町 長)	災対法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	措置	警察官	警察官職務執行法第4条
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 水 防 団 長 消防機関の長	水防法第 17 条
消防作業	従事命令	消防職員消防団員	消防法第 29 条第 5 項

6 日本赤十字社防災ボランティア、日赤奉仕団等の協力

町は、災害応急対策の実施に当たっては、日赤防災ボランティア、日赤奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、効率的な労務の提供が受けられるよう調整に努める。

第 17 節 要配慮者·避難行動要支援者対策

災害発生時において、要配慮者・避難行動要支援者への十分な配慮及び対策を行う。

	活	動の	ポ	イ	ン	١		関係	機関
1 退	Ĕ難行動要支援	者名簿等を	活用した	要配慮	者の安	否確認、	避難誘導		
2 追	産難生活への配	慮							
(1)	福祉避難室	の確保						健康福	a 51. 海田
(2)	福祉施設職員	員等の応援係	体制の整体	備					
(3)	要配慮者用記	壁難所 (福祉	止避難所) の開	設			各核) 関
3 福	5祉サービスの	継続							
4 点	る仮設住宅へ	の要配慮者	の優先入	、居等に	配慮				

1 実施責任者

各機関

2 要配慮者の安否確認

災害発生後、町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要 支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確 認等を行う。

安否がわからない要配慮者については、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、電話確認や家庭訪問などによる対面確認を行う。

3 情報の提供

情報の提供については、電話、メール、FAX、広報車、防災行政無線等の手段 を複数組み合わせるなど、確実な情報提供を行う。

4 避難誘導

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の避難支援等関係者の協力を得て、要配慮者に迅速に避難準備・高齢者等避難開始等を伝達するとともに、避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

5 避難所等での配慮

- (1) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに安否確認を行う。
- (2) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。
- (3) 視覚・聴覚障がい者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に 困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者 に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。

- (4) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うと ともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助 者の確保等の支援を行う。
- (5) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。
- (6) 仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、要配慮者世帯を優先して入居させる。

6 要配慮者用避難所(福祉避難所)の開設等

避難所は、要配慮者に配慮した構造になっていない施設もあることとから、常に介護が必要な者にとっては、生活に支障が生じることが考えられるため、福祉避難室の確保、福祉施設職員等の応援体制の整備等、要配慮者の避難状況に応じて環境を整備するなど配慮する。

また、必要に応じて、要配慮者用避難所(福祉避難所)を開設し、避難所からの 移動調整を行う。

7 福祉サービスの継続

災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、町は、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等と調整して代替的な方法等を検討する。

8 応急仮設住宅への優先入居

応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努める。

第 18 節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携をとりながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために 必要な措置を講じる。

- 1 現金供給の確保及び決済の機能の維持
 - (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
 - (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。
- 2 金融機関の業務運営の確保
 - (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
 - (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。
- 3 非常金融措置の実施
 - (1) 国(四国財務局高知財務事務所)及び県は、日本銀行高知支店と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
 - (2) 報道機関は、非常措置について住民に周知徹底することに協力する。
 - ア 営業時間の延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡り処分猶予等
 - エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第19節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

1 農林漁業災害資金

- (1) 天災による被害農林業漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により融資を行う。
- (2) 県単独の農林業災害対策資金の融資を行う。
- (3) 漁業災害対策資金の融資を行う。

2 中小企業復興資金

町中金融機関、株式会社商工組合中央金庫及び県単独制度による貸付け等と信用保証協会による保証を行う。

3 災害復興住宅建設資金

独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき貸付けを行う。

4 被災医療機関等に対する災害復旧資金 独立行政法人福祉医療機構による貸付けを行う。

5 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法により償還金の支払猶予の対策を行う。

第20節 二次災害の防止

水害、土砂災害、余震による建物の倒壊、火災、爆発等の二次災害から住民等の保護 を図る。

	活	動	0) 7	ポ	イ	ン	<u>۲</u>			関	係機	関
1 二次	災害の防止	措置										
(1) 才	(害・土砂り	害災害										
有	震・降雨等	等による	二次災害	手の発	生危険	箇所を	調査	の上発見	見の場			
合に	は直ちに措置	置								建	÷/L	≑⊞
(2) 爱	建築物の倒場	長								消	設防	課
趸	建築関係団体	本等の応	急危険度	5判定	士の協	力を得	身て応;	急危険原	度判定	们	ЮJ	寸
を争	ミ施。また、	必要に	より県は	2技術	者の支	で援を要	 手請					
2 避難	の措置											
避難	の必要があ	る場合-	→本章第	8節	「避難	舌動等.	」に従	どい実施				

1 水害・土砂災害対策

町及び県は、余震又は降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、早期の応急対策に努めるとともに、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

避難勧告等及び避難誘導等避難に関する計画は、本章第8節「避難活動等」の定めるところにより行う。

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに、周辺住民に周知する。
- (3) 町は、必要に応じて避難対策を実施する。

第21節 自発的支援の受入れ

ボランティアや義援金等自発的な支援を積極的に受入れる。

1 ボランティアの受入れ

町、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

2 義援金等の受入れ

(1) 義援金

- ア 義援金は、迅速に受入窓口を開設し、報道機関の協力を得て周知する。
- イ 義援金収入団体と配分委員会を組織し、公平な配分を実施する。

(2) 義援物資

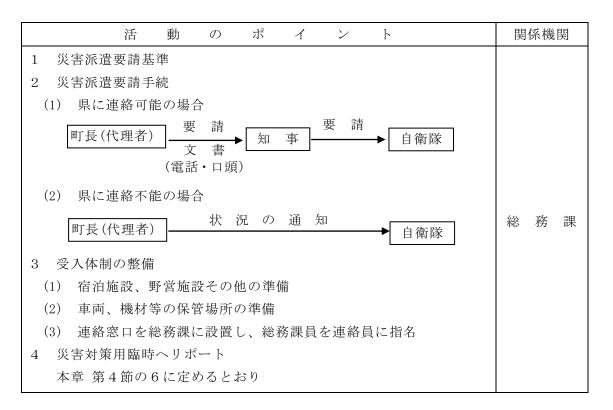
- ア 被災地で必要とされる物資の内容、数量及び送り先を報道機関等の協力を得て 周知する。
- イ 寄託された物資は、被災地ニーズに応じて配布する。また、品名を明示するなど梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう努める。
- ウ 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付しても らう。
- エ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配布を行う。
- オ ボランティア等との連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。
- カ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- キ 受入れ・照会窓口を開設し、受入れ要員を配置するとともに受入れ物資リストを作成する。

第2章 自衛隊の災害派遣

災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関(以下「部隊等」という。)の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図る。

災害派遣の要請は、町長が知事に対して行う。ただし、緊急の場合で、町長が不在等の ときは、共通編第2部第4章第1節1「災害対策本部の設置」中の本部長の職務代理者の 例に準じて行う。

また、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合は、町長若しくは職務代理者が直接被害状況を報告し、事後知事へ報告する。



第1節 災害派遣要請ができる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、概ね次のような活動を必要とする場合とする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等による、状況に適した手段による偵察

2 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

3 遭難者の捜索・救助

行方不明者、負傷者等の捜索活動

4 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

5 消防活動

火災に対して、消防機関に協力して消火活動

6 道路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路の崩土等の排除(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)

7 応急医療、救護及び防疫の支援

被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援(薬剤等は、県又は町が準備)

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地災害対策本部間のバックアップ通信の支援

9 人員・物資の緊急輸送

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、緊急患者、医師その他の救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

10 炊飯及び給水等の支援

被災者に対する炊飯、給食、給水及び入浴の支援

11 宿泊支援

被災者に対する宿泊支援

12 危険物等の保安、除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

13 その他

その他知事が必要と認める事項

第2節 災害派遣要請の手続

1 災害派遣要請者

県知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として町長が行う。

ただし、町長は、特に緊急を要し、県知事に要請できないときには、速やかに最寄りの自衛隊に状況を連絡する。

町長が不在等のときは、次の職務代理者の順位に従う。

第1位 副町長

第2位 総務課長

第3位以降 町長の職務代理者を定める規則(平成7年土佐町規則第7号)の規 定に基づく。

2 災害派遣要請の手続

(1) 知事は災害に際して事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために 必要があると認めるときは、「自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第106 条の規定」並びに「災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第50普通科連隊長 との協定書」(昭和56年7月締結)に基づき、直ちに自衛隊の派遣を要請する。 また、要請しないと決定したときにも、直ちにその旨を通知する。

さらに、自衛隊の自主派遺が実施された後であっても、知事が派遺要請を行う ことにより、その時点から知事の要請に基づく派遺とする。

(2) 災害派遺要請の必要が生じる可能性があると判断される場合、町長は知事に対し、知事は第50普通科連隊長に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

なお、知事は、災害派遺要請の可能性が高いときは、自衛隊に速絡員の派遺を 求める。

(3) 町長は、災害派遺を必要とする場合には、知事に次の事項を記載した文書を提出する。ただし、事態が急迫し、文書で行ういとまがないときは、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

また、緊急の場合で、町長が不在等のときは、第2編 第4章 第1節 1「災害対策本部の設置」中の本部長の職務代理者が行う。

- (4) 町長は、災害に際し、特に緊急を要し、かつ(3)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知する。
- (5) 町、県と自衛隊との速絡体制については、県が中心となって町及び自衛隊と調整し、あらかじめ町、県及び自衛隊の速絡窓口等を定めるなど、速絡体制の整備に努める。

		記	載	事	項	
1	災害の状況及び派	遺を要請す	る事由			
2	派遣を希望する其	間				
3	派遣を希望する区	「域及び活動]内容			
4	その他参考となる	べき事項				

(6) 連絡先

	豆八			遮		終	7		先	電	話番号
	区分			胍		ポ 白	ì		兀	防災行政無線	一般加入電話
	平	常	時	危	機	管	;	理	部	72 - 9096	高知 0888-23- 9320
県	夜間	(休	日)	守		徫	ĵ		室	72 - 9328	0888-23-1111
	災害設	対策 置	本部 時	災	害	対	策	本	部	72-2180	0888-23-1111 内 線 2180
陸上	平	常	時	陸上	:自衛	隊第:	50 普	通科	車隊	31215 — 619	香南市 0887- 55-3171(内線 23)
自衛隊	夜間	(休	日)	当	直	指	Î	令	室	同上	同上 (内線 40)
海上	平	常	時		Ī	司		Ł		同上	同上
自衛隊	夜間	(休	日)		ī	司		Ŀ		同 上	同上

3 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)等

自衛隊が、自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

また、自衛隊は、気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得た場合は、当該地 震発生地域及びその周辺についての情報収集のため、偵察を実施するとともに、収集 した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。状況から、緊急を要し、知事等の 要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な達絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

第3節 派遣部隊の受入体制

自衛隊の災害派遣が決定されたとき、町長は、速やかに派遣部隊の活動に必要な資機 材、宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設の準備及び派遣部隊の活動に対する協力並 びに派遣部隊と町の連絡調整等の受入体制を整備させる。

第4節 派遣部隊の業務及び撤収等

1 派遣部隊の業務

派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、知事及び町長、警察、消防機関、国又はその他の地方公共団体と連絡を密にし、人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、給水及び通信支援等に当たる。

2 派遣部隊の撤収

町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、速 やかに知事に対して撤収要請を行う。

- (1) 町長は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、 速やかに知事に対して撤収要請を行う。
- (2) 知事は、町及び自衛隊と協議し、派遣の必要がなくなったと認めたときは、文書をもって撤収の要請をする。

ただし、手続上で日数を要するときは、口頭又は電話等によって依頼し、その 後速やかに文書を提出する。

- (3) 撤収の要請文は、次の事項を記載する。
 - ア 災害の終末又は推移の状況
 - イ 撤収を要する部隊・人員・船舶・航空機等の概数
 - ウ 撤収日時
 - エ その他必要事項
- (4) 派遣命令者は、派遣部隊の撤収を命じた場合は、その旨を知事に通知する。

3 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊側の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備 更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- (2) 派遣部隊受入側の負担する経費は、自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を 実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、 消耗品等とし、県及び町が負担する。

4 災害救助のための無償貸与及び譲渡

(1) 無償貸与

災害の応急復旧のため緊急に必要がある場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間又は災害救助のために必要な期間(3か月以内)に限り、 応急復旧のため特に必要な物品を貸付けることができる。

(2) 譲渡

被災者が都合により町から援助が受けられない場合で、緊急を要するときは、 食糧品・飲料水・医療品及び衛生材料・消毒用剤・厨房用及び灯火用燃料その他 応急援助のため特に必要な救じゅつ品を譲与することができる。

5 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第 94 条、災対法第 63 条、第 64 条、第 65 条及び第 76 条の 3 第 3 項の規定に基づき次の権限を行使することができる。ただし、この場合は、知事及び町長等が処理するいとまがなく、現地に町の職員及び警察官が不在の場合に限る。

- (1) 人の生命若しくは身体に対する危険防止のため、住民等に対し警告、避難等の 通常必要と認められる措置を、命じ又は自ら実施することができる。
- (2) 人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときの警戒区域の設定、立入制限、禁止、退去の命令に関する権限
- (3) 応急措置を実施するため緊急の必要があるときの土地、建物等の一時使用等、工作物の除去等に関する権限
- (4) 応急借景を実施するため緊急の必要があるときの住民等への応急措置業務への 従事命令
- (5) 災害派遣活動を行う自衛隊車両の円滑な通行の確保のため、通行妨害車両等の 所有者等に対し、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることが できる権限

6 災害対策用臨時ヘリポート

町長はあらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、あらかじめ自 衛隊に通知する。 (この際、避難施設との併用を避けるとともに、私有地等の場合 は必ずあらかじめ協定を結ぶ。)

第2部 災害復旧·復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向

- (1) 災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な 現状復興を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかな ど、国及び県との連携を図り基本方向を決定する。
- (2) 被災地域の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、計画的に行う。

2 計画的復旧・復興

被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、町の構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、県との連携を図った上で復興計画を作成し、計画的に復興を進める。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。
- (2) 災害に強く、より快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した 災害に強いまちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず 将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で町のあるべき姿を 明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める ように努める。
- (3) 災害に強いまちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難施設、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
- (4) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を、住民に対し行う。

3 財産措置等

応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財産支援を求める。

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な原状復旧の進め方

- 1 被災施設の復旧等
 - (1) 復旧事業の実施については、県との連携を図った上で行う。
 - (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
 - (3) 災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、 二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
 - (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

2 がれきの処理

がれきの処理処分方法を確立する。

- (1) がれきの処理については、嶺北広域行政事務組合と連携し、処理不能の場合は、 仮置場を設定の上、県に応援を要請する。
- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

第2節 公共施設等復旧対策

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生がないよう、必要な施設の新設・改良を行うなど事業計画を速やかに確立し、民生の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施する。

1 災害復旧事業対策の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - 才 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - 力 道路災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設復旧事業
- (3) 公営住宅災害復旧事業
- (4) 公立文教施設災害復旧事業
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業
- (6) 公立医療施設災害復旧事業
- (7) 上水道災害復旧事業
- (8) その他の災害復旧事業

2 災害復旧に伴う財政措置

災害が発生した場合は、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、緊急災害 査定に備えるとともに、場合によっては激甚災害に対処するための特別の財政援助等 に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用が受けられるよう所要の措置を講じ る。

激甚災害に係る財政援助措置は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政措置
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - 工 公営住宅等災害復旧事業
 - 才 生活保護施設災害復旧事業
 - 力 福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 精神薄弱者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 伝染病予防施設災害復旧事業
- シ 堆積土砂排除事業
- ス 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法 (昭和 31 年法律第 115 号) による貸付金の償還 期間の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - ウ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
 - エ 水防資器材費の補助の特例
 - オ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対 する特別の財政援助

第1節 復興計画の進め方

- 1 復興計画の作成
 - (1) 可及的速やかに実施するため、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、復興計画を作成する。
 - (2) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
 - (3) 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備(県市町村等の間の連携、国との連携、広域調整)を行う。
 - (4) 必要に応じて、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。
- 2 災害に強いまちづくり
 - (1) 災害に強く、より快適な環境整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
 - イ 計画作成段階で町のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目 指すこととし、住民の理解を求めるように努める。
 - (2) 復興のための整備改善
 - ア 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
 - イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてでき るだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
 - ウ 土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な地域の形成と町の機能の 更新を図る。
 - (3) 河川等の治水安全度の向上等
 - ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
 - イ 公園及び河川公園 (緑地を含む)等の確保は、単にオープンスペースの確保、 地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、 緊急避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等防 災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得る ように努める。
 - (4) 既存不適格建築物

防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、 計画策定に当たっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1 災害弔慰金の支給等

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第9号)に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けや生活福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
- (2) 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた被災者のうち、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金(基礎支援金は最高 100 万円、加算支援金は最高 200 万円、合計で最高 300 万円) を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。(被災者生活再建支援法)
- (3) また、各種の支援措置を早期に実施するため、町は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

2 税及び医療費等負担の減免等

- (1) 被災者等の生活再建等の支援の視点から、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- (2) 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その実態に応じ生活保護法等により自立更正を支援する。

3 住宅確保支援策

- (1) 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等 への特定入居等を行う。
- (2) 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、空き家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- (3) 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき、災害復興住宅資金の融資等を行う。

4 広報連絡体制の構築

- (1) 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- (2) 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建に当たっての広報・連絡体制を構築する。

5 災害復興基金の設立等

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

6 精神保健支援対策

被災者の精神的な不安を取り除くために、精神的支援を行うための体制を整備する。

7 罹災証明書・被災届出証明書の発行

各種の支援措置を早期に実施するため、速やかに罹災証明書・被災届出証明書を交付する。

- (1) 大規模な災害で多数の家屋が被災したときは、消防との連携及び県、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、及び罹災証明書の発行等のため、家屋の被害認定調査を行う。家屋被害認定調査等の結果を被災者台帳に整理する。
- (2) 罹災証明書・被災届出証明書は、被災者台帳に基づき発行する。
- ※ 罹災証明書とは、住家の被災程度を証明するもので、被災家屋調査等により、その 確認した事実に基づき発行する証明書
- ※ 被災届出証明書とは、被災した届出があった事実を証明するもので、住家以外の家 財、車、店舗、工場等の有形財産を対象とするもの(人、土地等は対象外)

8 保険や共済制度の活用

保険や共済制度は、災害等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町は、それらの制度の普及促進に努める。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1 設備復旧資金等の貸付け

被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付け等や災害復旧高度化資金貸付け等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行う。

2 経済復興対策

地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努める。

3 相談窓口の設置

被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、 相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 災害復旧に関する融資

(1) 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の事業の復旧を促進するため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)による融資のあっせんを行う。

(2) 中小企業復興資金

被災中小企業に対する資金対策として、民間金融機関、株式会社商工組合中央 金庫及び県単独制度融資による融資と信用保証協会による保証を行うよう依頼す る。

(3) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき 災害復興住宅資金の融資あっせんを行う。